

## 第 1 回鳥取市市民自治推進委員会

### 配付資料一覧

【H27.4.27(月)】

資料番号	資料のタイトル
	次第、委員名簿
資料 1	「鳥取市市民自治推進委員会」の位置づけと役割等について
資料 2	鳥取市の「協働のまちづくり」の取組について
資料 3	平成 2 7 年度の活動方針（案）及び活動計画（案）について
資料 4	「参画と協働のまちづくりフォーラム」の開催に向けて
資料 5	市民活動表彰制度について
資料 6	鳥取市市民まちづくり提案事業助成金（市民活動促進部門）審査会設置要綱
参考資料	鳥取市自治基本条例の解説（平成 2 6 年 5 月改訂版）
参考資料	鳥取市市民自治推進委員会条例
参考資料	鳥取市市民活動の推進に関する条例
参考資料	協働のまちづくり基本方針
参考資料	協働のまちづくりハンドブック
参考資料	協働推進課の補助制度
参考資料	参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書
参考資料	「参画と協働のまちづくりフォーラム」の実施状況について
参考資料	平成 2 6 年度「参画と協働のまちづくりフォーラム」実施要項
参考資料	平成 2 6 年度「参画と協働のまちづくりフォーラム」チラシ
参考資料	平成 2 6 年度「参画と協働のまちづくりフォーラム」アンケート結果
参考資料	市民活動表彰要綱
参考資料	市民活動表彰選考方法について

# 第1回 鳥取市市民自治推進委員会

日時 平成27年4月27日(月) 15:00～17:00

場所 市役所本庁舎4階第2会議室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 あいさつ 深澤義彦 市長

### 3 委員自己紹介

### 4 委員長及び副委員長の選出について

### 5 議 事

#### (1) 説明・報告事項

##### ① 鳥取市市民自治推進委員会の位置づけと役割等について【資料1】

- ・鳥取市自治基本条例の解説【参考資料①】
- ・鳥取市市民自治推進委員会条例【参考資料②】
- ・鳥取市市民活動の推進に関する条例【参考資料③】

##### ② 鳥取市の「協働のまちづくり」の取組について【資料2】

- ・協働のまちづくり基本方針【参考資料④】
- ・協働のまちづくりハンドブック【参考資料⑤】
- ・協働推進課の補助制度【参考資料⑥】
- ・参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書【参考資料⑦】

#### (2) 協議事項

##### ① 平成27年度の活動方針(案)及び活動計画(案)について【資料3】

##### ② 「参画と協働のまちづくりフォーラム」の開催に向けて【資料4】

- ・「参画と協働のまちづくりフォーラム」の実施状況について【参考資料⑧】
- ・平成26年度「参画と協働のまちづくりフォーラム」実施要項【参考資料⑨】
- ・平成26年度「参画と協働のまちづくりフォーラム」チラシ【参考資料⑩】
- ・平成26年度「参画と協働のまちづくりフォーラム」アンケート結果【参考資料⑪】

##### ③ 市民活動表彰制度について【資料5】

- ・市民活動表彰要綱【参考資料⑫】
- ・活動表彰選考方法について【参考資料⑬】

##### ④ 市民まちづくり提案事業(市民活動促進部門)審査会委員の選出について【資料6】

#### (3) その他

##### ① 次回日程 月 日 ( )

### 6 そ の 他

### 7 閉 会

鳥取市市民自治推進委員会委員

【H27.4.1～H29.3.31】

区分	氏名	所属等
学識経験のある者 (2人)	<small>サトウ</small> 佐藤 <small>マサシ</small> 匡	鳥取大学地域学部講師
	<small>ウエダ</small> 上田 <small>マサトシ</small> 雅稔	弁護士
民間団体に属する者 (5人)	<small>シモザワ</small> 下澤 <small>マサユキ</small> 理如	鳥取市自治連合会監事
	<small>フクシマ</small> 福島 <small>タケオ</small> 猛夫	鳥取県日台親善協会所属、鳥取県モンゴル中央県親善協会所属
	<small>ササキ</small> 佐々木 <small>チコ</small> ちよ子	鳥取市連合婦人会会長
	<small>ヨシオカ</small> 吉岡 <small>アツミ</small> 諄美	鳥取市若者会議メンバー
	<small>タカハマ</small> 高濱 <small>ノブヒロ</small> 信浩	「I LOVE あおや37メンバーズ」代表
公募による者 (3人)	<small>アリタ</small> 有田 <small>ユタカ</small> 裕	「猪子の美しい農地・水をみんなで守ろう会」副会長兼会計、鳥取県土木愛護ボランティア世話人
	<small>カガシタ</small> 景下 <small>アケミ</small> 明美	NPO法人 多言語国際交流サポートセンターTIA 会長
	<small>ヒラオ</small> 平尾 <small>ツカサ</small> 司砂	子ども会および中学校の地区役員

## 「鳥取市市民自治推進委員会」の位置づけと役割等について

### 1. 委員会の位置づけ等

鳥取市市民自治推進委員会(以下「委員会」)は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関で、その設置については鳥取市自治基本条例第29条に規定しています。自治基本条例(参考資料 )の趣旨に基づき、本市の参画及び協働のまちづくりを一層推進するために必要な調査や審議を行う機関です。

### 2 委員数 10人

### 3. 任期 委嘱の日から2年間(平成27年4月1日~平成29年3月31日)

### 4. 委員会の開催

委員会は、年6回程度開催します。

### 5. 想定される調査、審議事項

- (1) 市民まちづくり提案事業助成金協働事業部門(行政提案型事業)交付申請団体の審査(6月頃)
- (2) 参画と協働の取組の検証及び改善の提案
- (3) 市民活動表彰制度に伴う被表彰者の審査
- (4) 自治基本条例の適切な運用についての調査・審議
- (5) 先進的活動団体との勉強会について
- (6) 市民まちづくり提案事業助成金市民活動促進部門の審査員の選出について
- (7) 市民活動フェスタの実行委員の選出について
- (8) 参画と協働のまちづくりの推進に関する報告書の作成(3月頃)
- (9) 参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書の作成(平成28年度末、2年に1回)
- (10) その他市長の諮問に応じ、上記に関する事項の調査、審議、答申等

### 6. 委員報酬 7,000円/回・人を費用弁償

## 鳥取市の「協働のまちづくり」の取組について

### 1 鳥取市自治基本条例

「鳥取市自治基本条例」は平成20年3月に制定され、同年10月1日から施行されています。本条例は、本市のまちづくりの理念や仕組み、行政運営のあり方など、まちづくりのシステムや基本ルールを定める条例です。本市の自治の基本理念を明らかにするとともに、市民及び市について、その権利、役割及び責務を定め、参画と協働のまちづくりを推進することにより、将来に向けて豊かな地域社会の創造に資することを目的としています。

本条例は、制定されることだけが目的ではなく、制定をスタートラインとして市民に十分浸透し、まちづくりの指針として有効に活用されることで初めて生きた条例となります。これまでに、フォーラムの開催や市民アンケートの実施、市報やホームページでの広報のほか、「協働のまちづくり基本方針（参考資料 ）」及び「協働のまちづくりハンドブック（参考資料 ）」の作成・説明等を行い、様々な機会に周知を図ってきました。

また、自治基本条例は、施行の日から4年を超えない期間ごとに、本市にふさわしく社会情勢に適合したものであるかどうかを検討することとなっています。施行から4年を迎える平成24年9月に市長からの諮問を受け、委員会において計7回にわたり、条例の見直しについて審議がなされました。

その結果は「鳥取市自治基本条例の見直しに係る答申書」にまとめられ、平成25年3月に市長へ提出されました。

その答申書を踏まえた条例の一部改正案をもとに、平成25年9月に市民政策コメントを実施した後、平成25年12月議会において条例の一部改正案を提案し、可決され、平成26年4月1日に施行となりました。

なお、自治基本条例に基づき、本市の附属機関として平成20年に「市民自治推進委員会」を設置し、参画と協働のまちづくり及び市民活動の推進に関する事項や、自治基本条例の適切な運用及び見直しに関する事項を調査、審議していただいています。

### 2 協働のまちづくりの推進

平成20年3月に条例が制定され、本市の自治の基本理念を明らかにするとともに、条例の中では、市民の権利と責務、市議会や市長などの役割と責務、市政運営のあり方などが定められました。この条例に基づき、「市民が主役の参画と協働によるまちづくり」を推進することとなりました。「協働のまちづくり」とは、市民、市が対等の立場で協力し合い、それぞれの役割と責任を自覚し、住みよい鳥取市をつくっていくという条例の考え方を基本としています。

また、「協働のまちづくり」を幅広く推進するためには、市民同士の協働も求められています。これは新たなまちづくりの手法ではなく、現在も全市一斉清掃や自主防災活動のように、様々な分野で既に実施されています。公共的課題の解決という目的を、市民同士、または市民と市が共通のものとし、公共サービスのあり方を話し合い、お互いができることから取り組んでいこうとするものです。

本市では、平成20年度を「協働のまちづくり元年」として位置づけ、市民と行政が適切な

協力関係で支えあう「市民と行政による協働のまちづくり」の実現を目指しています。本市の全庁的な体制の整備として、市長を推進本部長とした「協働のまちづくり推進本部」を設置し、「協働」の考えのもと、市職員による「コミュニティ支援チーム」を本部の下に編成しました。各チームの役割は、住民の皆さんと話し合い、地域課題の解決に向けた取り組みなどに対して、相談や行政情報の提供を行うこととして、地域に入り込み、一緒になって協働のまちづくりを進めています。

### (1)「まちづくり協議会」の組織化

地域をよりよいものにしていくため、自分たちのまわりでどのような課題があるのかを地域住民の視点で検討し、地域が一体となって課題解決に向けて取り組む組織として、「まちづくり協議会」を提案しました。平成20年4月から「まちづくり協議会」の設立に向けた取組を具体的に進めるため、61の全地域に出向き、住民説明会を実施して、協議会の意義や目的などを説明しました。各地域では、住民が主体となり、設立準備会に向けた人選や事務局の体制整備などについて繰り返し検討会を行われるとともに、先進地の視察やワークショップなど独自の検討が進められました。

現在、61全地区で「まちづくり協議会」が設立されています。そのうち、60地区で「地域コミュニティ計画」が策定され、計画に基づく地域力向上の取組が進められています。本市としても各まちづくり協議会の実施する計画に基づく事業を強力に支援していくことを表すため、「協働のまちづくり支援宣言」を実施しているところです。

### (2)地区公民館を地域コミュニティの拠点として整備

自治基本条例では、地区公民館をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけています。この方針に基づき、地区公民館を生涯学習の拠点並びに地域コミュニティの拠点として活用し、地域コミュニティの活性化に向けて、市民と行政が適切な協力関係のもとに支えあう「市民と行政による協働のまちづくり」の取組を進めています。「コミュニティを中心とした地域づくり」に向け、コミュニティ活動の拠点となる地区公民館の整備・充実を行い、コミュニティ活動・公民館事業を円滑かつ効率的に運営する体制の整備を図りました。

#### 地区公民館事業の担当課を市長部局に設置

教育委員会の一部の事務について市長部局において補助執行を行うことを目的に、平成20年4月より、市長部局内に地区公民館とコミュニティを担当する「コミュニティ支援室」を新設しました（現在の協働推進課）。

#### 地区公民館の新設

市町村合併前から地区公民館が置かれていなかった福部町と佐治町の地域に、平成20年4月より地区公民館を設置し、公民館職員を各3名配置しました。

#### 地区公民館職員の充実

まちづくり協議会が設立された地域には、地域の実情に応じて標準的な公民館の職員体制（館長1、主任1、主事1名）に加え、職員の増員配置など体制の強化を図っており、地域コミュニティ活動を支える職員体制の充実を図っています。

## 【自治基本条例及び協働のまちづくり推進のための取組】

### ・平成21年度

「協働のまちづくり基本方針」の検討と作成

「協働のまちづくりハンドブック」の検討と作成

「協働」に関する事業、施策等について

市民アンケートの実施

### ・平成22年度

「協働のまちづくり基本方針」、「協働のまちづくりハンドブック」を活用した出前説明会の実施

協働事業事例集の検討と作成（H23年度完成予定）

協働事業提案制度の構築

全職員対象の職員意識調査、職員研修の実施

### ・平成23年度

地域力の向上を目指した協働事業提案制度の取組の推進及び協働事業提案制度の実施検討

自治基本条例の見直しについて検討

まちづくり協議会への財政的・人的支援の継続

## 市民自治推進委員会の主な取組

### 平成21年度

（1）自治基本条例の効果的な広報の実施

（2）協働のまちづくり関係補助制度の検証及び改善提案

（3）地区のまちづくり取組状況の把握

### 平成22年度

（1）協働型事業の審議

（2）自治基本条例に関する各種施策の検証及び改善提案

（3）協働のまちづくり基本方針に基づく事業検証の検討

（4）意見書の提出

### 平成23年度

（1）自治基本条例の見直しについての審議

（2）自治基本条例に関する各種施策の検証及び改善提案

（3）報告書の提出

### 平成24年度

（1）自治基本条例の見直しについての審議【諮問】及び【答申】

（2）自治基本条例に関する各種施策の検証及び改善提案

- ( 3 ) 先進的活動団体との勉強会
- ( 4 ) 意見書の提出

平成 2 5 年度

- ( 1 ) 自治基本条例に関する各種施策の検証及び改善提案
- ( 2 ) 先進的活動団体との勉強会
- ( 3 ) 報告書の提出

平成 2 6 年度

- ( 1 ) 自治基本条例に関する各種施策の検証及び改善提案
- ( 2 ) 先進的活動団体との勉強会
- ( 3 ) 意見書の提出

### 3 協働のまちづくりの事業展開

市民自治推進委員会の「参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書」を参考としながら、協働のまちづくりの浸透、事業の見直しや改善に努める。

市がテーマを提示して市民等から企画提案を求める事業の実施を通して、市民と市の協働のまちづくりの啓発を行い、地域力の向上を目指した協働による事業実施の全庁的な推進を図る。

市職員の協働意識の醸成を図るため職員研修を実施する。

まちづくり協議会と連携を図り、地域コミュニティ計画に基づいた事業が進められるよう、財政的・人的支援を継続し、協働のまちづくりの推進に努める。

また、本市の様々な地域課題を解決するため、市民等からの視点で自由な発想に基づく「まちづくり事業」の提案を市政に反映し、協働のまちづくりを推進するために創設した「市民まちづくり提案事業（協働事業部門）」を全庁的に推進していきます。

このように、市民と行政が共に助け合い、地域の身近な課題を解決しながら、心豊かに、安心して暮らせる地域社会を築くため、市民と行政の協働によるまちづくりを積極的に推進しています。

## 平成27年度の活動方針（案）について

### 1 活動方針

自治基本条例の周知及び活用を推進すること

自治基本条例の適切な運用についての調査・審議に関すること

その他の参画と協働のまちづくりの推進に関する事項についての調査、審議に関すること

「鳥取市市民自治推進委員会活動報告書（仮称）」を策定すること

### 2 想定される調査、審議事項

- ・市民まちづくり提案事業助成金協働事業部門（行政提案型事業）交付申請団体の審査
- ・市民活動表彰被表彰者の審査
- ・自治基本条例の適切な運用についての調査・審議
- ・先進的活動団体との勉強会について
- ・「参画と協働のまちづくりフォーラム」の開催について
- ・平成27年度及び任期中の活動の総括
- ・鳥取市市民自治推進委員会活動報告書の策定

## 平成27年度の活動計画（案）について

## 年間のスケジュール

回数	時期	主な審議事項等
1回	4月下旬	今年度の市民自治推進委員会の活動計画について 市民まちづくり提案事業（市民活動促進部門）審査会委員の選出について
2回	6月下旬	市民まちづくり提案事業助成金協働事業部門（行政提案型事業）交付申請団体の審査（申請団体のプレゼンテーション） 先進的活動団体との勉強会について（検討）
3回	7～8月	先進的活動団体との勉強会の実施 参画と協働のまちづくりフォーラムについて
4回	9～10月	市民活動表彰被表彰者の審査 参画と協働のまちづくりフォーラムについて
5回	1月	参画と協働のまちづくりフォーラムについて 委員会活動報告書の策定についての検討
6回	3月	今年度の活動の総括 委員会活動報告書の策定 来年度活動方針、計画等の検討 参画と協働のまちづくりフォーラムについて

## 「参画と協働のまちづくりフォーラム」の開催に向けて

「参画と協働のまちづくりフォーラム」は、平成24年度、平成25年度においては「市民活動フェスタ」と合同で開催しましたが、前々期の市民自治推進委員会による「参画と協働のまちづくり推進に関する意見書」においても合同開催への疑問の声があり、平成26年度は、3年振りの単独開催となりました。

地域で活動されている若者に焦点を当て、若者の視点から地域づくりを考える大変有意義なフォーラムとなりましたが、開催場所、時期等さまざまな理由により、参加者が少なかったこともあり、今年度は、平成28年度のフォーラム開催に向けて、検討をお願いしたいと考えています。

### 1 目的

市民一人ひとりが真に豊かに暮らせる地域社会をめざすため、市民参画と市民活動の推進に向けた機運を高めるとともに、参画と協働のまちづくりの重要性について考え、協働意識の向上を図ることを目的に開催します。

### 2 開催予定日

平成28年5～6月頃

### 3 場所

検討（平成26年度は鹿野町で実施）

### 4 主催

参画と協働のまちづくりフォーラム実行委員会（仮称）  
（鳥取市市民自治推進委員会、開催地域住民、鳥取市）

### 5 具体的内容

必須：表彰

検討：事例発表

アトラクション

講演

パネルディスカッション

### 6 今後のスケジュール

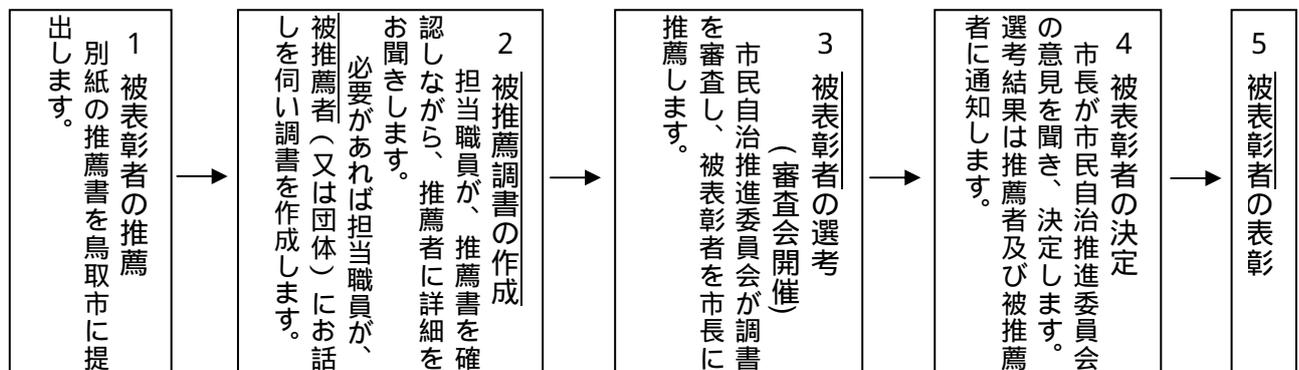
- |        |                              |
|--------|------------------------------|
| 7～8月   | 具体的内容のたたき台の決定                |
| 9～10月  | 実行委員会の立ち上げ                   |
| 1月頃    | 第1回実行委員会の開催（第5回市民自治推進委員会と同日） |
| 3月頃    | 第2回実行委員会の開催（第6回市民自治推進委員会と同日） |
| 4月頃    | 第3回実行委員会の開催（第1回市民自治推進委員会と同日） |
| 5～6月頃  | フォーラム実施                      |
| 9～10月頃 | フォーラム検証（市民自治推進委員会と同日）        |

**目的** 鳥取市は鳥取市市民活動の推進に関する条例（以下「条例」という。）第6条第6号に基づき、市民活動の推進に顕著な功績のあった市民、市民活動団体及び事業者を表彰します。

私たちの周りでは、様々な市民活動が行われており、たとえマスコミ等で取り上げられるような派手な活動をしていなくても、地道なかつ立派な活動をされている方は多くいらっしゃいます。そのようなみなさんの功績を讃えるとともに、多くの市民にその活動を知っていただくことで、市民活動の社会的意義や重要性に対する理解を高め、より多くの方に市民活動に参加していただくことが目的です。

**表彰の対象** 市内を中心として市民活動（注1）に取り組み、鳥取市の市民活動の推進に顕著な功績のあった市民、市民活動団体及び事業者を表彰します。

### 表彰までのながれ



#### 1. 被表彰者の推薦

市報へ掲載するなどして市民からの推薦を募る一方、自治組織や公民館運営組織、ボランティア受入施設等の各種団体へ推薦を依頼します。推薦者は市民活動表彰推薦書（別紙）を協働推進課に提出します。

##### 【推薦できる活動者の条件】

市内を中心に市民活動（注1）を行っている市民、市民活動団体及び事業者であること。

多くの市民の賛同が得られる活動を行っていること。

今後も継続的な活動が期待できること。

##### （留意点）

活動年数は問いません。

過去に鳥取市市民活動表彰に推薦されたが表彰されていない者（団体）である場合、新たな取り組みを加えることにより、再度、推薦することは可能です。過去に一度表彰された者（団体）であっても、活動分野が異なれば、改めて推薦することが可能です。

活動者本人や会員・社員が、自ら所属する市民活動団体や事業者を推薦することはできません。

鳥取市の委嘱を受けて活動している者を推薦することはできません。

反社会的な活動を行う団体やそれに所属する者を推薦することはできません。

## 2. 被推薦者の調書作成

協働推進課の担当職員が必要に応じて推薦者と被推薦者に聞き取りを行い、調書を作成します。

(調書の項目)

- ・被推薦者の詳細(名称、設立時期・活動開始時期、活動分野)
- ・取り組みの内容(活動目的、活動内容《場所・対象者・期間など》、創意工夫点、将来性・継続性、連携組織、費用調達)
- ・取り組みの成果(活動効果、外部の評価、今後の課題)

## 3. 被表彰者の選考

市民自治推進委員会は推薦された者の調書を審査し、被表彰候補者を選考して市長に推薦します。年間10件程度を目安とします。

この表彰制度は一過性のものではなく、今後も継続していく制度であり、年度により表彰該当者のばらつきが発生することを抑えるため、2. 推薦基準とともに、下記の選考基準を設けて委員会としての適否の判定において運用していくこととします。

### 選考方法

それぞれの活動団体(個人)ごとに、以下の項目のいずれかに当てはまる活動であるかどうかを委員会で審査し、市長への推薦の適否を判断することとします。

### 選考にあたっての着眼点

**先駆性・独自性**.....他の模範となる先駆的な取組である。または、ユニークな点や創意工夫、地域の歴史・地理等を生かした取り組みである。

**発展性**.....規模の拡大や内容の多様化、他への波及が期待できる。

**協働性・連携性**.....行政と協働して行っている。または、市民と連携・協力して行っている。

**効果性**.....市民の満足度が高い活動である。または、地域の活性化に寄与する活動である。

**継続性**.....活動の年数が長期にわたっているか。

審査の結果、市民自治推進委員会の委員の意見が分かれた場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとします。

## 4. 被表彰者の決定

市長は、当該委員会の選考結果に基づき、おおむね10件の被表彰者を決定します。

## 5. 被表彰者の表彰

市民活動関連イベントにおいて賞状を授与するとともに記念品を贈呈します。

## 6. 被表彰者のPR

- ・市報での紹介
- ・鳥取市のホームページへの掲載
- ・マスコミ各社への資料提供

### 参考) 平成26年度のスケジュール

- ・ 8月～ 制度の広報、被表彰者の推薦募集
  - ・ 10月 審査会(市民自治推進委員会)を開催。市長が被表彰者を決定。
  - ・ 12月 「市民活動フェスタ」において表彰
- 表彰以降  
被表彰者の周知・・・市報等で取り上げ周知する。

注1「市民活動」(鳥取市市民活動条例第2条第1項)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動 市民(市内で事業又は活動を行う団体を含む。以下同じ。)  
が自主的、自律的に行う営利を主たる目的としない次に掲げる活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

- ア まちづくりの推進を図る活動
- イ 保健、医療、福祉又は健康の増進を図る活動
- ウ 社会教育の推進を図る活動
- エ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- オ 環境の保全を図る活動
- カ 災害救援活動
- キ 地域安全活動
- ク 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ケ 国際協力の活動
- コ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- サ 子どもの健全育成を図る活動
- シ 情報化社会の発展を図る活動
- ス 科学技術の振興を図る活動
- セ 経済活動の活性化を図る活動
- ソ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- タ 消費者の保護を図る活動
- チ アからタまでに掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(市民活動の促進)

第6条 市は、次に掲げる市民活動の促進に関する施策を策定し、実施しなければならない。

- (1) 市民活動の拠点となる施設を確保するとともに、市民活動団体の活動に必要な体制を確立することにより、まちづくり等の市民活動を促進すること。
- (2) 市民活動に関する市民の理解を深め、活動への市民の積極的な参加と協力を促すため、必要な啓発及び学習機会の提供を行うこと。
- (3) 市民活動団体が実施する研修等を支援すること。
- (4) 市民活動及び市民活動団体に関する情報の収集及び提供のために必要な措置を講ずること。
- (5) 市民、市民活動団体及び市相互の連携及び交流を図ること。
- (6) 市民活動の推進に顕著な功績があった市民及び市民活動団体を表彰すること。**
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市民活動の促進のために必要な施策を行うこと。

## 鳥取市市民まちづくり提案事業助成金（市民活動促進部門）審査会設置要綱

## （目的）

第1条 この要綱は、鳥取市市民まちづくり提案事業助成金交付要綱（平成16年4月1日鳥取市施行。以下「交付要綱」という。）第9条の規定に基づき助成対象の審査ため、鳥取市市民まちづくり提案事業助成金（市民活動促進部門）審査会（以下「審査会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

## （委員）

第2条 審査会は、審査委員5名以内をもって構成し、次に掲げる者につき鳥取市社会福祉協議会会長（以下「市社協会長」という。）が委嘱する。

- （1）市民活動団体の者
- （2）自治推進委員
- （3）行政職員
- （4）その他、市社協会長が必要と認める者

## （審査委員の任期）

第3条 審査委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## （審査委員長及びその職務）

第4条 審査会に審査委員長を置き、審査委員の互選により選任する。

- 2 審査委員長は、審査会を代表し、会務を統括する。
- 3 審査委員長は、審査の結果を速やかに鳥取市長に報告する。
- 4 審査委員長に事故があるとき、あらかじめ審査委員長の指名する審査委員がその職務を代行する。

## （審査会）

第5条 審査会は、必要に応じて審査委員長が招集する。

- 2 審査会は、審査委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

## （審査基準）

第6条 審査に当っては、次の項目に主眼を置いた審査を行うものとする。

- （1）公益性（地域課題やまちの活性化につながる事業であるか）
- （2）費用の妥当性（企画に対して予算が適切に見込まれているか）
- （3）現実性（事業が実現可能であり、申請団体が主体的に行う事業であるか）
- （4）市民参加（市民が参加しやすい事業であるか）
- （5）継続性（自立的、継続的に発展していくことが期待できる事業か）

## （庶務）

第7条 審査会の庶務は、鳥取市ボランティア・市民活動センターにおいて処理する。

## （委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市社協会長が別に定める。

付 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

## 鳥取市自治基本条例

## 目次

## 前文

- 第1章 総則（第1条 - 第3条）
- 第2章 自治の基本理念（第4条）
- 第3章 自治の基本原則（第5条・第6条）
- 第4章 自治を担う主体の責務等
  - 第1節 市民（第7条・第8条）
  - 第2節 議会（第9条・第10条）
  - 第3節 市長及び市の職員（第11条・第12条）
- 第5章 コミュニティ（第13条）
- 第6章 市政運営（第14条 - 第23条）
- 第7章 危機管理（第24条）
- 第8章 市民意思の表明及び尊重（第25条 - 第27条）
- 第9章 国及び自治体等との連携及び協力（第28条）
- 第10章 市民自治推進委員会（第29条）
- 第11章 条例の見直し（第30条）

## 附則

鳥取市は、唱歌「故郷（ふるさと）」の情景をほうふつとさせる緑豊かな自然、千代川の清流や鳥取砂丘を代表とする美しい景観に恵まれています。

その中で先人たちは、山の幸、海の幸など自然からの豊かな恵みを受けながら古代より因幡の国の歴史や多彩な伝統文化をはぐくんできました。

そして、幾たびかの自然災害にも英知と不屈の精神を持って乗り越えて、今日まで生活を営んできました。

私たちは、先人から受け継いだ幾多のかけがえのない財産に感謝しながら、将来を担う子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長し、心豊かに暮らせるまちをつくり、次世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、今地域が抱える課題について、私たち一人ひとりが自ら考え、互いに助け合い、責任を持って行動する取組が必要です。

このような認識のもと、私たちは、鳥取市民としての誇りを持ち、自らも自治の主体であることを自覚し、コミュニティを守り育てながら、協働して地域の課題解決に向けて努力する決意をしました。

ここに、私たちは、自治の基本理念を確立し、個人の尊厳と自由が尊重され、豊かな地域社会を創造するため、この条例を制定します。

## 第1章 総則

## （目的）

第1条 この条例は、本市の自治の基本理念を明らかにするとともに、市民及び市について、その権利、役割及び責務を定め、参画と協働のまちづくりを推進することにより、もって将来に向けて豊かな地域社会の創造に資することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体をいいます。
- (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 市 議会及び執行機関をいいます。
- (4) 参画 市民としてまちづくりの企画の立案から実施、評価までの各過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。
- (5) 協働 市民及び市がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いの主体性を尊重しながら、対等の立場で協力し合うことをいいます。
- (6) コミュニティ 地域又は共同体意識を基盤としたつながりのもとで自主的に形成された組織であって、公益性を有する活動を行うものをいいます。

(条例の位置づけ)

第3条 この条例は、本市の自治の基本となる規範であり、市は、他の条例等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重します。

2 市民及び市は、この条例に定められた権利、役割及び責務を最大限に尊重します。

第2章 自治の基本理念

第4条 市民及び市が自治の主体であることを基本とします。

2 市民及び市は、たゆみない努力により、自治を維持します。

第3章 自治の基本原則

(参画及び協働の原則)

第5条 市民及び市は、自治の基本理念に基づき、相互理解と信頼関係のもとに、参画と協働のまちづくりを推進します。

2 市は、市民の自主的なまちづくり活動を促進するとともに、市政に関し、参画及び協働の機会を保障します。

3 市は、市民が参画及び協働しないことによって、不利益を受けることがないように配慮します。

(情報共有の原則)

第6条 市民及び市は、それぞれが保有する参画と協働のまちづくりに関する情報を積極的に共有します。

第4章 自治を担う主体の責務等

第1節 市民

(市民の権利)

第7条 市民は、人として尊重され、自由と平等の立場で、次に掲げる権利を有します。

- (1) まちづくりに参画し、協働すること。
- (2) 市が保有する情報を知ること。

(3) 行政サービスを受けること。

(市民の責務)

第8条 市民は、自らも自治の主体であることを自覚し、次に掲げる責務を負います。

- (1) まちづくりに参画し、協働するに当たり、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めること。
- (2) 行政サービスに伴う負担を分任すること。

## 第2節 議会

(議会の役割及び責務)

第9条 議会は、市の重要事項の意思決定、市政の監視、政策の立案及び市政への提言を行います。

- 2 議会は、市民の意向が市政に反映されるよう、十分な審議を行うとともに、政策形成機能の充実のため、積極的に調査研究に努めます。
- 3 議会は、市民に対し、議会活動に関する情報を提供し、透明性が高く、開かれた運営に努めます。

(議員の責務)

第10条 議員は、市民の負託にこたえ、議会の責務を果たすため、全市的な視点に立ち、的確な判断を行うことができるよう、自己研さんに努めます。

## 第3節 市長及び市の職員

(市長の役割及び責務)

第11条 市長は、市民の負託にこたえ、市を代表し、公正かつ誠実な市政の執行に努めます。

- 2 市長は、市の職員(以下「職員」といいます。)を適切に指揮監督し、効率的な市政運営に努めます。
- 3 市長は、市政の課題に的確に対応できる知識及び能力を持った人材の育成を図ります。
- 4 市長は、執行機関相互の連携及び調整を図り、総合的な行政サービスの提供に努めます。

(職員の責務)

第12条 職員は、市民の負託にこたえ、法令等を遵守し、公正、誠実かつ能率的な職務の遂行に努めます。

- 2 職員は、職務の遂行に必要な知識及び技能の向上に努めます。
- 3 職員は、協働の視点に立ち、市民との信頼関係を築くよう努めます。

## 第5章 コミュニティ

第13条 市民及び市は、コミュニティが自治に重要な役割を果たすことを認識し、コミュニティを守り育てます。

- 2 市民は、コミュニティの活動への積極的な参加に努めます。
- 3 コミュニティは、市民及び市と連携し、自らの活動の活性化に向けて取組を進めます。
- 4 市長は、コミュニティの活動に財政的な支援その他必要な支援を行うよう努めます。
- 5 市長は、地区公民館をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化

に努めます。

## 第6章 市政運営

### (市政運営の原則)

第14条 市長は、市政運営に当たっては、市民の参画及び協働の機会の提供に努めるとともに、市民の意思を適切に反映することを基本とします。

- 2 市長は、市政の透明性を高め、市政運営の方針を明確にし、その達成の状況について、公表します。
- 3 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を行うよう努めます。

### (総合計画)

第15条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。

- 2 市長は、総合計画について、常に検討と見直しを行い、その結果及び達成状況を公表します。

### (財政運営)

第16条 市長は、総合計画に基づいた健全な財政運営を図り、財政状況を公表しなければなりません。

- 2 市長は、予算編成過程において、市民からの意見を反映させるよう努めます。

### (組織)

第17条 市長は、社会情勢及び地域の課題に柔軟に対応できる機能的な組織を編成するとともに、常にその見直しに努めます。

### (情報の公開及び提供)

第18条 市は、その保有するまちづくりに関する情報について、積極的に公開するとともに、わかりやすく提供するよう努めます。

- 2 市は、市民からの情報公開の請求に対し、適切にこれに応じなければなりません。
- 3 前2項に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、別に定めます。

### (個人情報の保護)

第19条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、その保有する個人情報を適正に保護しなければなりません。

- 2 前項に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、別に定めます。

### (行政手続)

第20条 市は、行政手続における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利及び利益の保護に努めます。

- 2 市は、法令等に基づく不利益処分の基本及び申請に対する審査基準を定め、公表しなければなりません。
- 3 前2項に定めるもののほか、行政手続に関し必要な事項は、別に定めます。

### (行政評価)

第21条 執行機関は、総合計画に基づく施策等について、中立かつ公正な基準のもと、行政評価を行うとともに、必要に応じて外部評価を取り入れます。

2 執行機関は、前項の規定による行政評価の結果を公表します。

( 附属機関等の委員の選任 )

第22条 執行機関は、審議会、審査会、調査会等の委員(以下「委員」といいます。)を選任する場合は、その全部又は一部の委員について、公募により選任します。ただし、法令等の定めによる場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

( 説明責任 )

第23条 執行機関は、政策の立案から実施、評価までの各過程において、その経緯、内容、効果等について市民にわかりやすく説明しなければなりません。

## 第7章 危機管理

第24条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害その他の不測の事態(以下「災害等」といいます。)から守るため、災害等に強い都市構造の整備並びに行政及び市民の災害対応力の向上に努めます。

2 市長は、災害等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全確保に努めます。

3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに地域において相互に助け合えるよう、連携及び協力体制の整備に努めます。

## 第8章 市民意思の表明及び尊重

( 意見等への対応 )

第25条 執行機関は、市民からの意見、要望、苦情、相談等(以下「意見等」といいます。)に対して、迅速かつ的確に対応します。

2 執行機関は、寄せられた意見等について、その事実関係等を調査し、適切な対策を講ずるとともに、施策等の改善に反映させるよう努めます。

( 市民政策コメント )

第26条 執行機関は、市民生活に重大な影響を及ぼす計画等の策定及び改定並びに条例等の制定及び改廃を行う場合は、当該事項に関する情報を市民に提供し、意見を求めます。ただし、緊急を要する場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

2 執行機関は、前項に規定する意見に対する市の考え方を公表します。

3 前2項に定めるもののほか、意見の聴取に関し必要な事項は、別に定めます。

( 住民投票 )

第27条 市は、市政の特に重要な事項について、事案ごとにその都度条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めます。

3 市は、第1項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければな

りません。

#### 第9章 国及び自治体等との連携及び協力

第28条 市は、国及び県と対等であり、かつ、協力関係であることを踏まえ、相互に連携を図るとともに、市民全体の利益のために自治の確立に努めます。

2 市は、積極的に他の市町村及び関係機関と連携を図り、共通する課題の解決に努めます。

#### 第10章 市民自治推進委員会

第29条 市に、市長の附属機関として、市民自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。

2 委員会は、参画及び協働の推進に関する事項について調査及び審議し、市長に意見を述べるとともに、市民に公表します。

3 委員会の構成、委員の選出その他委員会の運営については、別に定めます。

#### 第11章 条例の見直し

第30条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の基本理念を踏まえて、この条例の各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものであるかどうかを検討します。

2 市長は、前項の規定による検討の結果、この条例の見直しの必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じます。

3 市長は、第1項の規定による検討及び前項に規定する措置を行うに当たっては、市民の意見を反映するための必要な措置を講じます。

#### 附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行します。

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行します。

## 鳥取市市民自治推進委員会条例

### (目的)

第1条 この条例は、鳥取市自治基本条例(平成20年鳥取市条例第25号。以下「自治基本条例」という。)第28条第3項の規定に基づき、鳥取市市民自治推進委員会(以下「委員会」という。)の構成、運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 参画と協働のまちづくり及び市民活動の推進に関する事項並びに自治基本条例の運用及び見直しに関する事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議をし、答申すること。
  - (2) 前号に定める事項について、調査及び審議をし、市長に意見を述べるとともに、市民に公表すること。
  - (3) その他自治の推進に関する事項について、調査及び審議をすること。
- (本条...一部改正〔平成20年条例47号〕)

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 民間団体に属する者
- (3) 公募による者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものに対し、委員会への出席を求め、必要な説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画推進部において処理する。

### (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

### 附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成20年9月24日条例第47号抄)

### (施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月20日条例第54号抄)

### (施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行します。

鳥取市市民活動の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市民の積極的な参加による市民活動の健全な発展を図ることにより、魅力と活力にあふれる豊かな地域社会の実現に資することを目的とする。

(本条...全部改正〔平成20年条例47号〕)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民活動 市民(市内で事業又は活動を行う団体を含む。以下同じ。)が自主的、自律的に行う営利を主たる目的としない次に掲げる活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

ア まちづくりの推進を図る活動

イ 保健、医療、福祉又は健康の増進を図る活動

ウ 社会教育の推進を図る活動

エ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

オ 環境の保全を図る活動

カ 災害救援活動

キ 地域安全活動

ク 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

ケ 国際協力の活動

コ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

サ 子どもの健全育成を図る活動

シ 情報化社会の発展を図る活動

ス 科学技術の振興を図る活動

セ 経済活動の活性化を図る活動

ソ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

タ 消費者の保護を図る活動

チ 観光の振興を図る活動

ツ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

テ アからツまでに掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(2) 市民活動団体 前号に定める市民活動を行うことを主たる目的とする団体で、ボランティア活動団体、NPO法人、町内会等をいう。ただし、次に掲げる団体を除く。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体

ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は

政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体  
(本条...一部改正〔平成18年条例11号・20年47号・24年8号〕)

(市民の責務)

第3条 市民は、地域社会の中で、自己の役割と責任を認識し、市民活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

2 前項の参加は、市民一人ひとりの自発性に基づいて行うものとする。

(1・2項...一部改正・旧4条繰上〔平成20年条例47号〕)

(市民活動団体の責務)

第4条 市民活動団体は、市民活動の社会的意義と責任を自覚し、活動を推進するよう努めるものとする。

2 市民活動団体は、透明性を基本とし、活動の目的、内容、方法、成果等について広く周知し、市民の理解及び参加の促進を図るよう努めるものとする。

(2項...一部改正・旧5条繰上〔平成20年条例47号〕)

(市の責務)

第5条 市は、市民活動の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

(1項...一部改正・旧7条繰上〔平成20年条例47号〕)

(市民活動の促進)

第6条 市は、次に掲げる市民活動の促進に関する施策を策定し、実施しなければならない。

(1) 市民活動の拠点となる施設を確保するとともに、市民活動団体の活動に必要な体制を確立することにより、まちづくり等の市民活動を促進すること。

(2) 市民活動に関する市民の理解を深め、活動への市民の積極的な参加と協力を促すため、必要な啓発及び学習機会の提供を行うこと。

(3) 市民活動団体を実施する研修等を支援すること。

(4) 市民活動及び市民活動団体に関する情報の収集及び提供のために必要な措置を講ずること。

(5) 市民、市民活動団体及び市相互の連携及び交流を図ること。

(6) 市民活動の推進に顕著な功績があった市民及び市民活動団体を表彰すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市民活動の促進のために必要な施策を行うこと。

(本条...一部改正・旧10条...繰上〔平成20年条例47号〕)

(行政サービスへの参入機会の提供)

第7条 市は、市民活動団体に対して、その団体の特性を活かせる分野において、行政サービスに参入する機会を提供するよう努めるものとする。

(旧11条...繰上〔平成20年条例47号〕)

(団体の登録)

第8条 前条の参入する機会の提供を受けようとする市民活動団体は、あらかじめ市長の登録を受けなければならない。ただし、法令又は条例に特別の定めがある場合は、この限りでない。

- 2 市民活動団体は、前項に規定する登録を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により登録の申請を行った市民活動団体が、第2条第2号に規定する市民活動団体に該当すると認めるときは、当該団体を登録するものとする。
- 4 前項の規定により登録を受けた市民活動団体(以下「登録団体」という。)は、登録の内容に変更があったときは、遅滞なく市長にその旨を記載した書類を提出しなければならない。
- 5 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録団体の登録を取り消すことができる。
  - (1) 第2条第2号に規定する市民活動団体に該当しなくなったと認めるとき。
  - (2) 虚偽その他不正の手段により登録を受けたとき。
  - (3) 前各号に掲げる場合のほか、この条例又はこの条例の規定に基づく規則の規定に違反したとき。
- 6 登録団体は、毎年度、活動状況を記載した書類を市長に提出しなければならない。  
(本条...一部改正〔平成18年条例11号〕、3・5項...一部改正・旧12条繰上〔平成20年条例47号〕)

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。  
(旧17条・旧13条...繰上〔平成20年条例47号〕)

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月27日条例第11号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月24日条例第47号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、平成21年4月1日から施行する。  
(鳥取市市民自治推進委員会条例の一部改正)
- 2 鳥取市市民自治推進委員会条例(平成20年鳥取市条例第41号)の一部を次のように改正する。

附 則(平成24年3月22日条例第8号)  
この条例は、平成24年4月1日から施行する。

# みんなで作ろう 協働のまち



鹿野わったいな祭



久松公園の芝生化事業



鳥取砂丘一斉清掃



大堤池のうぐい突き



住民による防災訓練

平成22年3月

鳥取市

# 目 次

基本方針策定の趣旨	P 1
1 協働の基本的な考え方	P 2
(1) 協働はなぜ必要か	
(2) 協働の効果	
(3) 協働のルール	
2 協働における各主体の取組	P 3
(1) 市民（個人）の取組	
(2) 地域、町内会（自治会）の取組	
(3) 市民活動団体の取組	
(4) 議会の取組	
(5) 市の取組	
(6) 市職員の取組	
3 協働事業の実施	P 6
(1) 協働の範囲	
(2) 協働に適する事業の検討	
(3) 協働事業の手順	
4 実施事業の検証	P 8
(1) 検証の方法	
(2) 検証の活用	
(3) 事例集の作成	

## 基本方針策定の趣旨

### 鳥取市自治基本条例の制定

本市においては、平成18年度を初年度とする第8次鳥取市総合計画の中で、まちづくりの1つに『市民が主役の「協働」によるまちづくり』を掲げ、その主要施策として平成20年3月、鳥取市自治基本条例を制定し、同年10月施行しました。

この条例は、本市のまちづくりの理念や仕組み、行政運営のあり方など、まちづくりのシステムや基本ルールを定めた条例で、市民の権利、役割及び責務や市の役割及び責務を定め、「協働のまちづくり」を推進することにより、豊かな地域社会の創造に資することを目的にしています。

### 「協働のまちづくり」の推進

「協働のまちづくり」とは、市民、市が対等の立場で協力し合い、それぞれの役割と責任を自覚し、住みやすい鳥取市をつくっていくという条例の考え方を基本としています。また、「協働のまちづくり」を幅広く推進するためには、市民同士の協働も求められています。これは新たなまちづくりの手法ではなく、現在も全市一斉清掃や自主防災活動のように、様々な分野で既に実施されています。公共的課題の解決という目的を、市民同士または、市民と市が共通のものとし、公共サービスのあり方を話し合い、お互いが出来ることから取り組んでいこうとするものです。

これからの自治体運営では、市民と知恵を出し合いながら、その自治体や地域の実情に合わせた、独自のまちづくりの方向性を生み出すための仕組みづくりが求められています。

そのため、まちづくりの基本的な考え方を「鳥取市協働のまちづくり基本方針」としてまとめ、これを基に、これからの本市における「協働のまちづくり」を推進していきます。

また、本基本方針は、社会情勢の変化やニーズを的確に捉えながら、市民に有効に活用されるものとするため、必要に応じて見直しを行うこととします。

# 1 協働の基本的な考え方

---

## (1) 協働はなぜ必要か

今、なぜ「協働のまちづくり」が必要なのか、その背景として次のことが考えられます。

### ●地方分権の進展

これからの自治体は、自己責任・自己決定による自立した行政運営と、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを進め、市民が満足する社会を築くことが必要となりました。(鳥取市自治基本条例第4条、以下「条例」という。)

### ●市民ニーズの多様化

経済成長に伴い、市民のライフスタイルや価値観も変化し、市民ニーズも高度化・多様化してきました。

### ●地域コミュニティ機能の低下

都市化や核家族化などが進行する中、市民同士の「助け合い」の精神が薄れてきました。

これらの要因により、市民と市の役割も変化しており、今まさに幅広い分野でお互いがまちづくりのパートナーとなり、知恵や経験、情報を出し合い、地域のいろいろな課題の解決に「協働」して取り組んでいくことが必要となりました。

## (2) 協働の効果

市民と市が「協働のまちづくり」に取り組むことで、次のような効果をもたらします。

### ●市民サービスの向上

市民ニーズに合ったきめ細かいサービスが実現できます。(条例第7条)

### ●自治意識の高まり

市民が自主的に地域の課題解決に向けた取組を進めることで、市民の連帯感や自治意識が高まり、自立したまちづくりができます。(条例第4条、第5条)

### ●コミュニティの活性化

協働のまちづくりを進めることで、市民同士の参加・協力・交流が深まり、地域活動が活発になり、コミュニティの活性化が図られます。(条例第13条)

### (3) 協働のルール

協働のまちづくりの実施に当たっては、協働のパートナーとの間に尊重しなければならない基本的な原則があります。(条例第2条)

#### ●自主性の尊重

協働は、お互いの自主性や自立性を尊重し合い、対等な立場で協力し合うことが大切です。(条例第5条)

#### ●相互理解と信頼関係の構築

協働するには、相互理解と信頼関係がなければ、真の意味での協働は達成できません。互いの特性や違いを理解するよう努めることが大切です。(条例第5条)

#### ●情報の公開

協働事業の内容やパートナーの選定に当たっては、考え方などについて情報を公開することで、市民などが協働に参画しやすい環境づくりに努めることが大切です。(条例第18条)

#### ●目的と役割の明確化

市民と市など協働のパートナーが、目指す目的と役割を明確にして協働することにより、更なる相乗効果が生まれます。

## 2 協働における各主体の取組

---

協働を効果的に推進するため、市民、議会及び市がそれぞれの役割を明確にし、自分たちの役割を認識しながら取り組みます。(条例第5条、第7条～第12条)

### (1) 市民(個人)の取組

#### ●地域活動への参画

より良い地域づくりを創造するため、地域の行事やイベントに参加し、まちづくりに関心をもつとともに、まちづくり協議会などが計画する事業や会議に積極的に参画します。(条例第7条、第8条)

#### ●知識や能力を生かしたまちづくり

地域の活性化や地域力の向上を図るため、市民(個人)が持つ豊富な知識や能力を、社会活動などを通じてまちづくりに生かします。

#### ●情報の収集

市の広報誌やホームページ、各種の学習機会などを通じて情報を収集し、地域が目指す将来像の実現に向けた取組を進めます。

## (2) 地域、町内会（自治会）の取組

### ●交流機会の設定

お互いに協調する心や助け合いの心を育むため、市民同士がふれあう場や交流する機会を積極的に設けます。（条例第 7 条、第 8 条）

### ●幅広い年代の参加

地域が一体となってまちづくりに取り組むため、子どもから大人まで年代に関わらず、多くの市民が地域の行事やイベントに積極的に参加するよう取り組みます。

### ●「まちづくり協議会」の設立

地域コミュニティの充実・強化を図り、地域の身近な課題を解決することができる地域社会を築くため、「まちづくり協議会」の設立とコミュニティ計画の作成に向けて努力します。

## (3) 市民活動団体の取組

### ●知識と情報を生かしたまちづくり

地域の課題を解決するため、団体が有する専門的知識や情報などを生かしたまちづくりを実施するとともに、市民や他団体との連携を強化します。

### ●市民（個人）への社会参加の場の提供

まちづくりへの市民（個人）の参画を促進するため、団体の活動内容を積極的に発信し、市民（個人）の社会参加の場を広く提供します。（条例第 14 条）

### ●人材の育成

後継者の育成や市民（個人）の活動の裾野を広げるため、講座の開催、企画力や能力向上を図る研修などを実施します。

## (4) 議会の取組（条例第 9 条、第 10 条）

### ●協働事業の確認

協働事業について、実施した効果などを確認します。

### ●先進事例の紹介、提言

協働事業について、先進地の視察などを通じ、優れた取組事例などを市に紹介するとともに、新たな施策の必要性などを提言します。

### ●情報の公開

議会活動に関する情報は、議会だよりや市のホームページなどを通じ公開します。

## (5) 市の取組

### ●協働意識の醸成

協働事業を一層推進するため、研修会の開催やまちづくりの情報発信を積極的に行い、市民や市職員の協働意識の醸成に努めます。

### ●市民が活動しやすい環境づくり

活動を担う人材を育成するため、必要な情報を積極的に収集し提供します。  
(条例第6条)

### ●各主体間の調整

地域が一体となった協働の取組を推進するため、協働の各主体間の調整を行い、まちづくりの取組を促進します。(条例第11条)

### ●「協働のまちづくり」事業の支援

協働のまちづくりの着実な前進を図るため、「まちづくり協議会」などが地域コミュニティの充実・強化を図ろうとする事業に対して、財政的な支援を行います。(条例第13条)

## (6) 市職員の取組

### ●協働についての理解

協働について今まで以上に理解を深めるため、常に協働の視点を持ちながら業務に当たり、協働のまちづくりを推進します。(条例第12条)

### ●市民との信頼関係の構築

協働のまちづくりを推進するため、地域の行事に積極的に参加するなど、まちづくりの現場に足を運び、市民との信頼関係を築きます。(条例第12条)

### ●地域活動への参画

地域の身近な課題の解決のため、まちづくり協議会などの地域活動に積極的に参画するとともに、情報提供や企画立案などの支援・連携を行います。

### 3 協働事業の実施

#### (1) 協働の範囲

##### ●範囲のイメージ

市民と市が協働でまちづくりを行う際に、活動範囲が重なり合う場合があり、下図のように、市民が責任を持って行うものから、市が責任を持って行うものまで、5つの範囲が考えられます。

#### 範囲のイメージ (市民と市の協働の例)

← 市民の関わりが強い		→ 市の関わりが強い		
①市民主体	②市民主導	③双方同等	④市主導	⑤市主体
市民が責任を持って行う	市民主導の下で市の協力で行う	市民と市の連携と協働で行う	市主導の下で市民の協力で行う	市が責任を持って行う
環境美化活動の例				
市民が自主的に清掃活動を行う	公園などの自主的な清掃活動に対し、市が助成金などで支援する	市民、市などで構成する実行委員会を立ち上げ、企画段階から協働してごみ削減の啓発イベントを開催する	市民が家庭ごみを分別し、市が収集車で回収し、処理を行う	ごみ処分場の維持管理や処分量のデータを公表する

##### ●協働を進める範囲

市民と市が協働を進める範囲は、②から④の範囲を基本としますが、立場や性質の異なる場合、一定のルールが必要となります。固定的に考えず社会の変化や市民のニーズに合わせて柔軟に対応していくことが必要です。

## (2) 協働に適する事業の検討

どの方法が良い・悪いではなく、どうすることが効果的・効率的なのか、市民の自主性や自立性を損なわないかの視点を持ち、事業が協働に適するかどうか総合的に検討することが必要です。

例えば次のような項目です。

- ①市民参加の拡大やまちの活性化につながる事業かどうか  
(講演会やイベント、各種大会の企画運営など)
- ②市民が相互に支えあうことを基本とした活動が展開される事業かどうか  
(地域の美化活動、地域のパトロール事業など)
- ③パートナーの専門性が発揮され、新しい事業展開が期待できるかどうか  
(情報提供事業、相談事業、調査研究事業など)
- ④サービス対象者の実情に合わせ、きめ細かい対応ができる事業かどうか  
(子育て支援事業、障がい者福祉事業、高齢者の支援事業など)

## (3) 協働事業の手順

次のような手順で協働事業を実施していきます。

### ●事業の課題とニーズの把握

協働事業を実施するためには、既存事業の課題を明らかにすることやニーズを把握することが大切であり、その上で企画を検討します。中には法的に規制されるものや技術的に実施が難しい場合もあるため、その点はお互いが理解しておくことが必要です。

### ●協働のパートナーと形態の選定

検討した事業に最も効果的な協働のパートナーと協働の形態を選び、事業実施における役割分担を明確にします。

なお、協働の形態には次のようなものがあります。

- ・共催
- ・実行委員会
- ・事業協力
- ・後援
- ・補助、助成
- ・委託
- ・情報提供、情報交換

### ●協働事業の実施

事業を進めるに当たっては、事業の目標や協働について十分話し合い、お互いが納得しながら進めます。

協働のパートナーがお互いに時間をかけて話し合い、目的や目標、役割分担など明確にした上で事業を実施することにより、これまで市主導で行われてきた事業が、単に参加するだけの市民参加型から、市民が自主的に参画し、皆で一緒に行う協働型事業へとステップアップすることになります。

## 4 実施事業の検証

協働のパートナーはお互いに、実施前に設定していた目的や目標などについて、実施後に検証を行い、その成果や課題を明らかにし、共通認識をしておく事が大切です。

事業の検証は、「成果の検証」とし、以下の項目から検証項目を選定します。

成果の検証（例）
① 協働にふさわしい事業であったか。
② 協働のパートナーと形態（共催、実行委員会など）は適切であったか。
③ 事業の目的や成果の指標は達成されたか。
④ 協働により、市民サービスの向上や事業の効果はあったか。
⑤ 事業の効率性は高まったか。
⑥ 市民活動団体の特定分野における専門性、独自の発想や新たな取組などの特性と能力が生かされたか。
⑦ 市民と市の相互理解は図られたか。

### ●モデル事業の選定

検証する事業については、当分の間、3 協働事業の実施（1）協働の範囲で示した範囲のイメージ②～④の事業の中からモデル事業を選定して行うものとします。

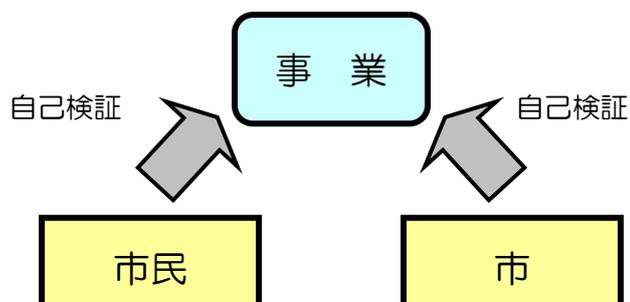
### ●鳥取市市民自治推進委員会と連携

検証については、鳥取市市民自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）と連携を図り実施します。（条例第28条）

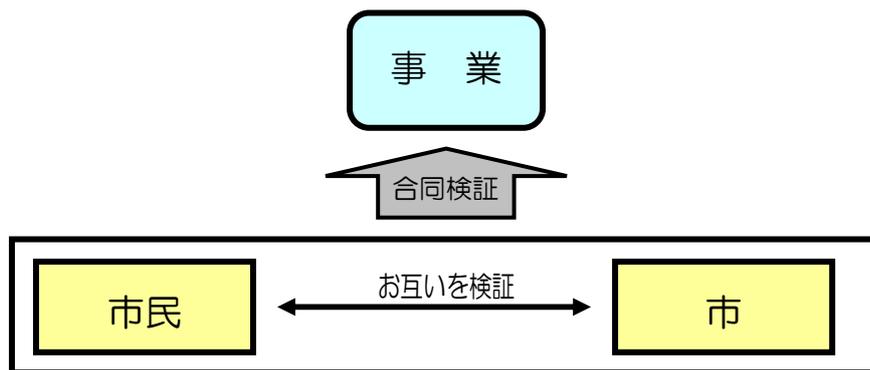
### （1）検証の方法

検証は、市民、市、委員会が行い、①自己検証、②合同検証、③委員会による検証、を段階に応じて行います。

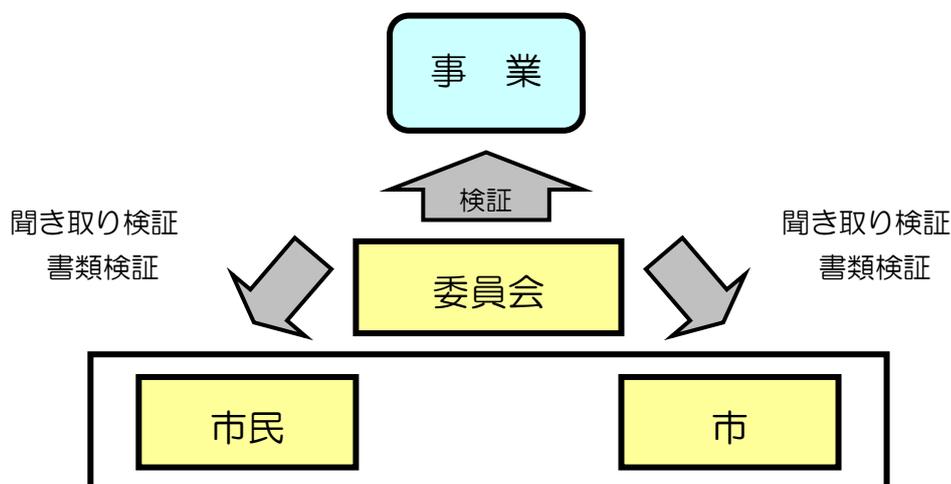
#### ①自己検証《市民と市がそれぞれ自己検証を行います》



②合同検証《市民と市がお互いを検証し、一緒に検証を行います》



③委員会による検証《委員会は、②の合同検証を受け、市民、市に対し聞き取り検証、書類検証を行い、客観的で公平な検証を行います》(条例第21条)



(2) 検証の活用

検証の結果をもとに問題となったことや改善が必要なことなどを市民、市、委員会で検討します。場合によっては、事業内容や協働のパートナーの見直しを行います。

●情報の公表

事業が終了したときには、事業の実施によってどのような成果があり、何が問題だったかを分かりやすく伝えるよう、広く市民に情報を公表します。(条例第23条)

●今後の事業に反映

事業実施するまでの経過と実施結果をしっかりと振り返り、今後の事業を計画する際に、得られた知識や情報、ノウハウなどを最大限に生かし事業に反映します。(条例第24条)

(3) 事例集の作成

本市の各種制度を活用した事業や、「まちづくり協議会」が行う取組などを調査し、参考となる事例を集めた「事例集」を作成して、広く市民に広報し、まちづくりの参考として活用することとします。

資 料

本基本方針で使われている言葉のうち、共通認識していただきたいことに簡単な解説を加えましたので、参考にしてください。

<p>(1ページ) まちづくり</p> <p>市民</p> <p>市</p>	<p>本基本方針でいうまちづくりとは、地域の課題に市民と市が一緒に参画して取り組む雰囲気づくり、地域づくりで、地域を暮らしやすくするさまざまな活動全般を示します。</p> <p>自治基本条例及び本基本方針では、市内に住所を有する「住民」のほか、市内の事業所に通勤する人や市内の学校に通学する人、市内において様々な事業や活動を行っている団体をいいます。本市には、住む人や働く人、学ぶ人など、様々な人が生活しており、地域が抱える多様な課題を解決し合ってまちづくりに取り組むことが重要であるとの認識に基づくものです。</p> <p>また、市内を拠点として活動している事業者や団体も、地域社会を構成する一員であることを自覚し、地域社会と協調していくことが求められています。</p> <p>鳥取市自治基本条例では、議会及び執行機関をいうと定義していますが、本基本方針では、鳥取市のこととして記載しています。</p>
<p>(2ページ) ニーズ</p> <p>コミュニティ</p>	<p>必要。要求。需要。</p> <p>地域性や共通の活動目的などにより、信頼関係のもとに自主的につくられた組織のうち、その活動が公共の福祉につながるものをいいます。コミュニティには、自治会などの地縁的な住民組織である「地域コミュニティ」と、NPO活動法人などの特定のテーマで活動する市民組織である「テーマコミュニティ」があります。両者をまとめて「コミュニティ」として表しています。</p>
<p>(3ページ) まちづくり協議会</p>	<p>本市では、地域の身近な課題解決に向けて、地域が一体となって取り組むために地区公民館の設置区域を単位として、「まちづくり協議会」の設置を進めています。</p> <p>町内会（自治会）を含めた、地域の多くの団体が構成員となり、地域づくりの目標を話し合い、これからの取組を具体的に定めた「地域コミュニティ計画」を作成することとしています。</p>

<p>(5ページ) コミュニティ支援チーム</p>	<p>市内全61地区公民館に1地区あたり3～5人の市職員（平成21年4月1日現在、総勢267人）が、地域コミュニティの充実・強化に向けた活動の支援を行っています。チームは、まちづくり協議会の組織化、地域コミュニティ計画の作成支援、市が保有している情報の提供などを行い、地域住民のみなさんと一緒に、ともに汗を流して「協働のまちづくり」の実現に向けて活動を行っています。</p>
<p>(7ページ) 共催</p>	<p>市民同士または、市と協働の相手が共に主催者となって事業を行う形態をいいます。双方が実施主体となることから、事業の実施責任や成果はそれぞれの役割分担に応じた責任を負います。</p>
<p>実行委員会</p>	<p>市民同士または、市を含めた新たな主体が組織をつくり、そこが主催者となって事業を行う形態です。共催と同様に事業の実施責任や成果はそれぞれの役割分担に応じた責任を負います。</p>
<p>事業協力</p>	<p>市民同士のいずれか、市と協働相手のいずれかが事業主体となり、互いに目標や役割分担などを取り決め協力して行う形態です。実施責任や成果は、お互いの話し合いで分担し、協定書などで確認します。</p>
<p>委託</p>	<p>市民が行う事業または、市が行うべき事業の一部または全部を協働相手に委ねて実施する形態です。協働相手の柔軟性や専門性などの特性が発揮され、先駆的な取組や多様なサービスが実現します。</p>
<p>後援</p>	<p>協働相手の実施する公共的な事業・取組について、課題や目的を共通のものとしたうえで、名義の使用を承認する形態です。協働相手の社会的信頼が増すとともに、事業への理解・共通認識を深めることにつながります。事業の実施責任や成果は、実施主体に帰属します。</p>



# 鳥取市自治基本条例

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 自治の基本理念（第4条）

第3章 自治の基本原則（第5条・第6条）

第4章 自治を担う主体の責務等

第1節 市民（第7条・第8条）

第2節 議会（第9条・第10条）

第3節 市長及び市の職員（第11条・第12条）

第5章 コミュニティ（第13条）

第6章 市政運営（第14条―第23条）

第7章 市民意思の表明及び尊重（第24条―第26条）

第8章 国及び自治体等との連携及び協力（第27条）

第9章 市民自治推進委員会（第28条）

第10章 条例の見直し（第29条）

附則

鳥取市は、唱歌「故郷（ふるさと）」の情景をほうふつとさせる緑豊かな自然、千代川の清流や鳥取砂丘を代表とする美しい景観に恵まれています。

その中で先人たちは、山の幸、海の幸など自然からの豊かな恵みを受けながら古代より因幡の国の歴史や多彩な伝統文化をはぐくんできました。

そして、幾たびかの自然災害にも英知と不屈の精神を持って乗り越えて、今日まで生活を営んできました。

私たちは、先人から受け継いだ幾多のかけがえのない財産に感謝しながら、将来を担う子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長し、心豊かに暮らせるまちをつくり、次世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、今地域が抱える課題について、私たち一人ひとりが自ら考え、互いに助け合い、責任を持って行動する取組が必要です。

このような認識のもと、私たちは、鳥取市民としての誇りを持ち、自らも自治の主体であることを自覚し、コミュニティを守り育てながら、協働して地域の課題解決に向けて努力する決意をしました。

ここに、私たちは、自治の基本理念を確立し、個人の尊厳と自由が尊重され、豊かな地域社会を創造するため、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、本市の自治の基本理念を明らかにするとともに、市民及び市について、その権利、役割及び責務を定め、参画と協働のまちづくりを推進することにより、もって将来に向けて豊かな地域社会の創造に資することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体をいいます。
- (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 市 議会及び執行機関をいいます。
- (4) 参画 市民としてまちづくりの企画の立案から実施、評価までの各過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。
- (5) 協働 市民及び市がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いの主体性を尊重しながら、対等の立場で協力し合うことをいいます。
- (6) コミュニティ 地域又は共同体意識を基盤としたつながりのもとで自主的に形成された組織であって、公益性を有する活動を行うものをいいます。

(条例の位置づけ)

第3条 この条例は、本市の自治の基本となる規範であり、市は、他の条例等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重します。

2 市民及び市は、この条例に定められた権利、役割及び責務を最大限に尊重します。

#### 第2章 自治の基本理念

第4条 市民及び市が自治の主体であることを基本とします。

2 市民及び市は、たゆみない努力により、自治を維持します。

#### 第3章 自治の基本原則

(参画及び協働の原則)

第5条 市民及び市は、自治の基本理念に基づき、相互理解と信頼関係のもとに、参画と協働のまちづくりを推進します。

2 市は、市民の自主的なまちづくり活動を促進するとともに、市政に関し、参画及び協働の機会を保障します。

3 市は、市民が参画及び協働しないことによって、不利益を受けることがないように配慮します。

(情報共有の原則)

第6条 市民及び市は、それぞれが保有する参画と協働のまちづくりに関する情報を積極的に共有します。

#### 第4章 自治を担う主体の責務等

##### 第1節 市民

(市民の権利)

第7条 市民は、人として尊重され、自由と平等の立場で、次に掲げる権利を有します。

- (1) まちづくりに参画し、協働すること。
- (2) 市が保有する情報を知ること。
- (3) 行政サービスを受けること。

(市民の責務)

第8条 市民は、自らも自治の主体であることを自覚し、次に掲げる責務を負います。

- (1) まちづくりに参画し、協働するに当たり、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めること。
- (2) 行政サービスに伴う負担を分任すること。

## 第2節 議会

### (議会の役割及び責務)

第9条 議会は、市の重要事項の意思決定、市政の監視、政策の立案及び市政への提言を行います。

2 議会は、市民の意向が市政に反映されるよう、十分な審議を行うとともに、政策形成機能の充実のため、積極的に調査研究に努めます。

3 議会は、市民に対し、議会活動に関する情報を提供し、透明性が高く、開かれた運営に努めます。

### (議員の責務)

第10条 議員は、市民の負託にこたえ、議会の責務を果たすため、全市的な視点に立ち、的確な判断を行うことができるよう、自己研さんに努めます。

## 第3節 市長及び市の職員

### (市長の役割及び責務)

第11条 市長は、市民の負託にこたえ、市を代表し、公正かつ誠実な市政の執行に努めます。

2 市長は、市の職員（以下「職員」といいます。）を適切に指揮監督し、効率的な市政運営に努めます。

3 市長は、市政の課題に的確に対応できる知識及び能力を持った人材の育成を図ります。

4 市長は、執行機関相互の連携及び調整を図り、総合的な行政サービスの提供に努めます。

### (職員の責務)

第12条 職員は、市民の負託にこたえ、法令等を遵守し、公正、誠実かつ能率的な職務の遂行に努めます。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識及び技能の向上に努めます。

3 職員は、協働の視点に立ち、市民との信頼関係を築くよう努めます。

## 第5章 コミュニティ

第13条 市民及び市は、コミュニティが自治に重要な役割を果たすことを認識し、コミュニティを守り育てます。

2 市民は、コミュニティの活動への積極的な参加に努めます。

3 コミュニティは、市民及び市と連携し、自らの活動の活性化に向けて取組を進めます。

4 市長は、コミュニティの活動に財政的な支援その他必要な支援を行うよう努めます。

5 市長は、地区公民館をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に努めます。

## 第6章 市政運営

### (市政運営の原則)

第14条 市長は、市政運営に当たっては、市民の参画及び協働の機会の提供に努めるとともに、市民の意思を適切に反映することを基本とします。

2 市長は、市政の透明性を高め、市政運営の方針を明確にし、その達成の状況について、公表します。

3 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を行うよう努めます。

### (総合計画)

第15条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。

2 市長は、総合計画について、常に検討と見直しを行い、その結果及び達成状況を公表します。

### (財政運営)

第16条 市長は、総合計画に基づいた健全な財政運営を図り、財政状況を公表しなければなりません。

2 市長は、予算編成過程において、市民からの意見を反映させるよう努めます。

(組織)

第17条 市長は、社会情勢及び地域の課題に柔軟に対応できる機能的な組織を編成するとともに、常にその見直しに努めます。

(情報の公開及び提供)

第18条 市は、その保有するまちづくりに関する情報について、積極的に公開するとともに、わかりやすく提供するよう努めます。

2 市は、市民からの情報公開の請求に対し、適切にこれに応じなければなりません。

3 前2項に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、別に定めます。

(個人情報の保護)

第19条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、その保有する個人情報を適正に保護しなければなりません。

2 前項に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、別に定めます。

(行政手続)

第20条 市は、行政手続における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利及び利益の保護に努めます。

2 市は、法令等に基づく不利益処分 of 基準及び申請に対する審査基準を定め、公表しなければなりません。

3 前2項に定めるもののほか、行政手続に関し必要な事項は、別に定めます。

(行政評価)

第21条 執行機関は、総合計画に基づく施策等について、中立かつ公正な基準のもと、行政評価を行うとともに、必要に応じて外部評価を取り入れます。

2 執行機関は、前項の規定による行政評価の結果を公表します。

(附属機関等の委員の選任)

第22条 執行機関は、審議会、審査会、調査会等の委員（以下「委員」といいます。）を選任する場合は、その全部又は一部の委員について、公募により選任します。ただし、法令等の定めによる場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

(説明責任)

第23条 執行機関は、政策の立案から実施、評価までの各過程において、その経緯、内容、効果等について市民にわかりやすく説明しなければなりません。

## 第7章 市民意思の表明及び尊重

(意見等への対応)

第24条 執行機関は、市民からの意見、要望、苦情、相談等（以下「意見等」といいます。）に対して、迅速かつ的確に対応します。

2 執行機関は、寄せられた意見等について、その事実関係等を調査し、適切な対策を講ずるとともに、施策等の改善に反映させるよう努めます。

(市民政策コメント)

第25条 執行機関は、市民生活に重大な影響を及ぼす計画等の策定及び改定並びに条例等の制定及び改廃を行う場合は、当該事項に関する情報を市民に提供し、意見を求めます。ただし、緊急を要する場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

2 執行機関は、前項に規定する意見に対する市の考え方を公表します。

3 前2項に定めるもののほか、意見の聴取に関し必要な事項は、別に定めます。

(住民投票)

第26条 市は、市政の特に重要な事項について、事案ごとにその都度条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めます。

3 市は、第1項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければなりません。

第8章 国及び自治体等との連携及び協力

第27条 市は、国及び県と対等であり、かつ、協力関係であることを踏まえ、相互に連携を図るとともに、市民全体の利益のために自治の確立に努めます。

2 市は、積極的に他の市町村及び関係機関と連携を図り、共通する課題の解決に努めます。

第9章 市民自治推進委員会

第28条 市に、市長の附属機関として、市民自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。

2 委員会は、参画及び協働の推進に関する事項について調査及び審議し、市長に意見を述べるとともに、市民に公表します。

3 委員会の構成、委員の選出その他委員会の運営については、別に定めます。

第10章 条例の見直し

第29条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の基本理念を踏まえて、この条例の各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものであるかどうかを検討します。

2 市長は、前項の規定による検討の結果、この条例の見直しの必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じます。

3 市長は、第1項の規定による検討及び前項に規定する措置を行うに当たっては、市民の意見を反映するための必要な措置を講じます。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行します。

# 協働のまちづくりハンドブック

始めよう協働のまちづくり



久松公園の芝生化は協働により行われました

平成22年3月

鳥 取 市

# 目 次

協働ってなに？	・・・ 1
なぜ協働するの？	・・・ 2
なにから始めるの？	・・・ 3
協働の形態は？	・・・ 4
パートナーの選択	・・・ 5
協働事業の実施	・・・ 6
協働の全体イメージ	・・・ 7
◆ 協働事例の紹介	・・・ 8
◆ 補助・助成制度の紹介	・・・ 12

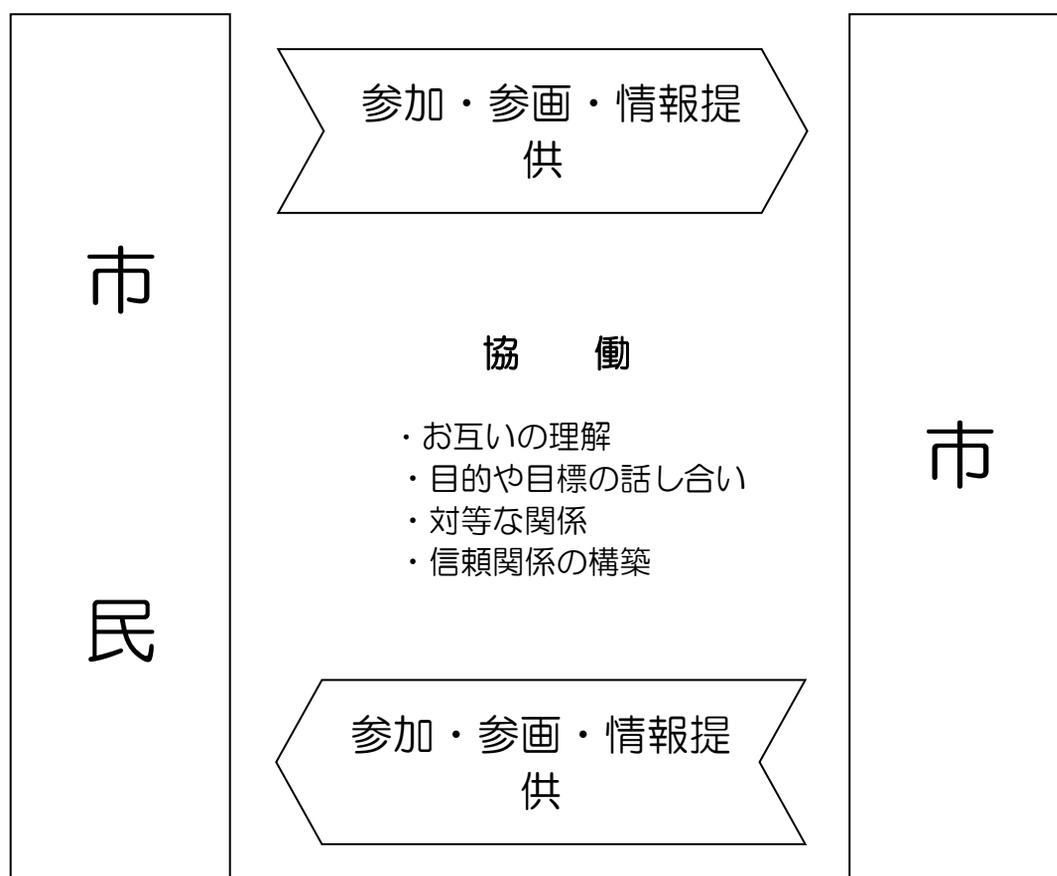
# 協働ってなに？



協働とは、市民同士または、市民や市民活動団体などと市が、それぞれの役割を明らかにして、お互いに尊重しながら対等な立場で協力し合うことをいいます。



【市民と市の関わりの一例】



# なぜ協働するの？



地域の課題に地域・住民が主体的に関わり、解決に向けて協働の取組を進めることで、地域の連帯感や自治意識が高まり、地域が元気になります。

地域の活性化には何が必要なのかな？

伝統行事を復活させたいけど、だれに相談すればいい

市民活動団体の活動内容が知りたいけど、どこに問い合わせる

子どもが安心して登下校できるようにするには、どうしたらいい

ボランティア活動に参加したいけど、どこに相談すればいいの

ごみの投棄など生活環境の問題はどうしたら解決できるのか

協働することで、解決の糸口が見つかる場合があります！

※ 協働に関するご相談は、市役所協働推進課にお気軽にお問い合わせください。

# なにから始めるの？



いざ、協働を始めようと思っても、なにから始めてよいのか分らず、戸惑うのではないのでしょうか。次のことをヒントに実践してみましょう。



## ◆ **まず** 悩んでいることや課題など今の状況を調べてみましょう！

現状を把握することで、次の手立てを検討することができます。

## ◆ **つぎに** 制度や事業などで解決する方法があるか考えてみましょう！

解決の方法があれば、制度や事業などを活用します。  
制度や事業がない場合、新しい取組を考えてみる必要があります。

## ◆ **また** いろいろな組織や団体などに相談してみましょう！

知識や経験を有している組織や団体などに相談することも必要なことです。  
相談先の例として、協働推進課、市民総合相談課、総合支所、地区公民館、まちづくり協議会、アクティブとっとり、輝なんせ鳥取などがあります。

## ◆ **さらに** 行事などに参加して、いろいろな人と協議・相談してみましょう！

いろいろな人と話しをすることで、新しいアイデアが生まれることがあります。

## ◆ **そして** 何から出来るか考えて、具体的に進めてみましょう！

誰かと一緒になって取り組むことになれば、そこから「協働」が始まります。

# 協働の形態は？



協働事業には、次のような形態があります。事業の目的や内容に応じて、最もふさわしい形態を選ぶことが大切です。

## 共 催

市民同士または、市と協働の相手が共に主催者となり事業を行う形態です。

## 実行委員会

市民同士または、市を含めた新たな主体が組織をつくり、それが主催者となって事業を行う形態です。

## 事業協力

市民同士のいずれかまたは、市と協働相手のいずれかが事業主体となり、互いに目標や役割などを決

## 後 援

協働相手が実施する事業に対して、事業の趣旨

## 補助・助成

協働相手が実施する事業に対して、補助金、助

## 委 託

市民が行う事業または、市が行うべき事業の一部または全部を、協働相手に委ねて実施する形態

## 情報提供・情報交換

協働相手が互いに持っている情報を提供し、情

# パートナーの選択



協働事業を実施するためには、協働相手を選ぶことが大切です。  
そのためには、日ごろから行政情報や各種団体の活動状況などの情報を幅広く収集しておくことで、最適なパートナーを選ぶことが可能となります。

## 【協働のパートナーの例】



# 協働事業の実施



協働事業を実施する際には、協働することによって生まれる効果を大きくするよう努めることが大切です。



- ①事業の実施主体、事業内容やスケジュールなど計画を立てます。
- ②文書などを作成してお互いの役割を確認します。



- ①実施の段階で、話し合いや情報交換する機会を設けます。
- ②状況の変化に柔軟に対応できるよう心がけます。

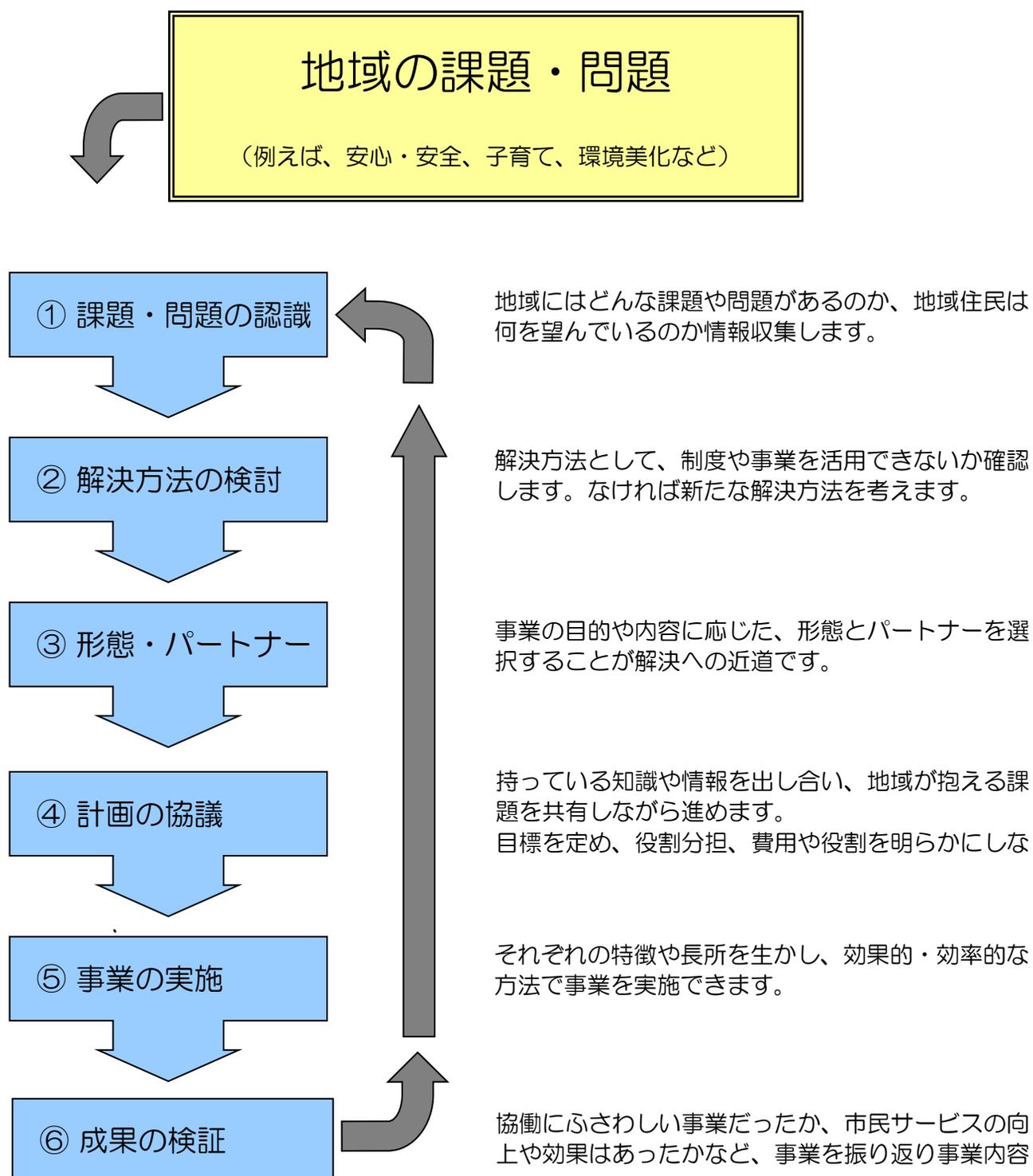


- ①事業を振り返り、反省点・改善点などを話し合います。
- ②反省点・改善点などを今後の事業実施に生かします。

# 協働の全体イメージ



協働を理解するためには、全体像をイメージしていただくことが大切です。



## ◆協働事例の紹介

本市では、市民の皆さんが「協働のまちづくり」に積極的に取り組んでいただけるよう、各種補助・助成制度を設けていますが、「協働のまちづくり」を進めるに当たっては補助制度の有無に関わりなく、地域の中で話し合っ、自主的に取り組んでいくことが重要です。

ここでは、平成21年度、市内の様々な分野で行われている協働事例の一部を紹介しますので参考にしてください。

### 【事例1】

鳥取砂丘一斉清掃	
協働のパートナー	鳥取市自治連合会、事業所などの各種団体 協働推進課
協働の形態	共催、実行委員会
事業の概要	<p>砂丘として日本一の規模を誇る鳥取砂丘は、県東部有数の観光地ですが、砂丘をはじめその周辺道路はごみの不法投棄も多く見られるようになりました。このため、ごみのない美しい砂丘にするため、また、観光客に砂丘の本来の魅力を体感してもらうため、協働による一斉清掃を昭和55年から、観光シーズン前の4月と9月に実施しています。</p> <p>清掃区域は、千代川河口から岩戸海水浴場付近までの砂丘海岸約7<sup>km</sup>で、自治連合会、事業所、市民活動団体、学校、幼稚園、保育園などから、近年は3,000人以上の多くの参加をいただいています。</p>
事業の効果	<p>一斉清掃は、鳥取県バス協会をはじめ、日本たばこ産業、山陰中央テレビ、砂丘センターなど事業者からの協力もいただき、協働により実施しています。</p> <p>鳥取砂丘では、年2回の一斉清掃以外に、学校の遠足や企業の研修などの一環としてまた、ボランティアグループなどによる清掃活動が積極的に行われるようになり、鳥取砂丘への愛着が深まるとともに、ボランティア活動への参加意識が高まっています。</p> <p>※従来行政が行っていた清掃業務は、一斉清掃やボランティアによる清掃が定着したことで、費用の削減にもつながっています。</p> <p>平成21年度の参加状況及びごみの収集量は以下のとおりです。</p> <p>春-82団体、3,600人、4,400kg 秋-74団体、3,200人、1,230kg</p>
平成21年度予算額	500,000円 (内訳：ごみ処分費400,000円、郵送料20,000円、手袋等必要物品購入費80,000円)



## 【事例2】

鳥取砂丘除草ボランティア	
協働のパートナー	市民・事業所・各種団体 鳥取砂丘再生会議
協働の形態	実行委員会 
事業の概要	<p>鳥取砂丘は、近年雑草の繁茂により砂の移動が減少して、美しい風紋や砂簾が見られにくくなってきました。このため、市民・事業所・各種団体が「砂の動く生きた砂丘」の復活を目指し、協働してこのボランティア除草を実施しています。</p>
事業の効果	<p>毎年、除草を実施することにより、自然が造り上げた貴重な財産を守り、次世代へ引き継ぎます。            また、ボランティアとして参加することにより、鳥取砂丘をみんなの手で守ろうという機運が高まるなどの効果が期待されます。</p> <p>平成21年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者 3,708人</li> <li>・除草面積 43.7ha</li> <li>・ゴミ収集量 7,360kg</li> </ul>
平成21年度予算額	278,000円 (内訳：募集チラシ印刷代及びパネル制作代197,000円、 ごみ袋・熊手等購入費31,000円、封筒代20,000円、郵送料30,000円)

## 【事例3】

棚田保全応援隊（まちとむら交流促進事業）	
協働のパートナー	扇の里村づくり推進委員会、上地棚田保全グループ 国府町総合支所 産業建設課
協働の形態	補助、事業協力
事業の概要	<p>鳥取市国府町上地地区は、扇ノ山（1,310m）の中腹、標高約600mの集落で、小さな棚田約50枚（約20ha）が折り重なるように広がり、自然と人の手により独特の景観を造り出しています。上地地区には、江戸時代末期に先人が苦勞して完成させた「京ヶ原水路（全長約4km）」と呼ばれる歴史的な土地改良施設があり、以前は30軒あった農家が水路の維持管理を行っていましたが、現在では5軒まで減少し水路の泥や石、倒木などを取り除く維持管理が困難となりました。</p> <p>この問題を解決するため、まちとむらの交流事業の一つとして、平成12年から一般ボランティアや大学生、学生人材バンク等を中心に参加者を募り、協働して水路の保全活動を行っています。</p> <p>まちとむら交流促進事業は、むらづくり団体が主体となって行う農林漁業体験や食を主体としたイベント活動など、まちとむらの相互の連携を深めるために行う事業費の一部を支援するものです。</p>
事業の効果	<p>農業体験をしながらまちとむらとの交流を深めることができ、地域の活性化につながっています。</p> <p>平成21年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施内容【4月（水路清掃）、8月（水路草刈り）】</li> <li>・開催時間 9：00～14：00 午前中 棚田保全活動 午後～ 扇の里交流館で交流会（ジゲ料理のバイキング）</li> <li>・参加費 無料</li> <li>・マイクロバス送迎 【経路】鳥取駅南口⇄県庁前⇄国府支所⇄上地</li> <li>・参加者は、毎回100人を超えています。</li> </ul>
平成21年度予算額	100,000円 (内訳：まちとむら交流促進事業補助金100,000円)



## 【事例4】

### 無店舗地域における住民による店舗の開店 (中山間地域・コミュニティビジネスモデル支援事業)

協働のパートナー	おもてや商店（有田誠商店） 地域振興室、河原町総合支所 地域振興課	
協働の形態	補助、事業協力	
事業の概要	<p>河原町西郷地区は、5年前にJAいなば西郷支店が撤退してから小売店が1軒もなくなり、地元からも開店を要望する声が挙がっていました。</p> <p>そんな中、「おもてや商店」はこの支援制度を活用して同支店を改装し、平成21年11月に開店しました。店内には食料品や日用品を並べるとともに、同時に始めた移動販売では、物資とともに安心・安全を届けています。</p> <p>中山間地域・コミュニティビジネスモデル支援事業は、中山間地域の安心・安全な生活を確保し、地域に不足するサービスなど社会貢献を伴うコミュニティビジネスの起業を支援するため、平成21年度に創設したものです。</p>	
事業の効果	<p>この地域に5年ぶりに小売店が開店したことは、地域の憩いの場や情報発信地となっています。また、移動販売ではひとり暮らしのお年寄りに物資とともに安心・安全も届けています。</p> <p>平成21年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・来店者 1日平均50人</li> <li>・取扱品 食料品、日用品、仕出し料理</li> <li>・営業時間 午前10時～午後5時（正午～午後3時は休憩）</li> <li>・定休日 毎週日曜日、1月1日～3日</li> </ul>	
平成21年度予算額	<p>2,500,000円 (内訳：県補助金1,250,000円、市補助金250,000円、自己負担1,000,000円)</p>	

## 【事例5】

佐治の地域おこし事業（合併地域活性化推進事業）	
協働のパートナー	さじミラクルの会 佐治町総合支所 地域振興課
協働の形態	委託
事業の概要	<p>地域住民が地域の活性化に向けて、人材を育成する研修会、農産物の販売、イベントの開催など、住民自らが主体的に取り組んでいます。</p> <p>さじミラクルの会は、地域おこしや地域課題の解決を図るため、平成18年8月に設立されました。</p>
協働の効果	<p>廃園や荒廃していく農地の解消を図り、試験的な作物の栽培により、新しい商品として事業化する取り組みを行っています。</p> <p>また、地元産物の販売促進やPRが図られたことと、地域づくり、地域活性化のための人材育成や組織づくりの一助となっています。</p> <p>※その特性を生かした取り組みをお願いすることが、地域の新しい取り組みとなり、地域の活性化につながったものとなっています。</p> <p>平成20年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サジー30本、ベリー40本試験栽培</li> <li>・さじミラクル市 毎月第一日曜日、盆、年末、年間総出店数 87店舗</li> <li>・人材育成講演会「元気が出る講演会」開催日H20年12月7日、参加者40名</li> </ul>
平成21年度予算額	400,000円 （内訳：景観作物試験栽培85,000円、チラシ代24,000円、郵送料20,000円、委託料271,000円）



## 【事例6】

鹿野城跡公園景観整備事業（緑の募金事業）	
協働のパートナー	<p>ボランティア「城山まもりたい」</p> <hr/> <p>鹿野町総合支所 産業建設課</p>
協働の形態	<p>情報提供、事業協力</p>
事業の概要	<p>鹿野城跡公園は、これまでもお堀端の石垣及び遊歩道の整備、石橋及び灯籠の設置、石畳の敷布など、鹿野の風情あるまち並みと調和した整備が年次的に進められ、地域住民の憩いの場となっています。</p> <p>この城跡公園の自然環境の保持と、景観整備を行うことを目的に、平成20年6月、市民と行政の協働により、ボランティア「城山まもりたい」が設立されました。会は、「四季を彩る城山」をテーマとして、ツバキをはじめシバザクラ、ヤマブキなどの苗木の植栽や、夏の草刈や春の剪定、ソメイヨシノの施肥などに取り組んでいます。</p> <p>「緑の募金」は、緑化推進を目的に市民の善意が森づくりに活用されていますが、これらの善意は、森林保全と緑化に取り組んでいるボランティア団体の活動などに充てられ、豊かな地域づくりの一助として役立てられています。</p>
事業の効果	<p>鳥取大学の教授の指導によって、適正な山の管理や景観に配慮した植栽について学ぶことができました。</p> <p>また、植栽では大人と子どもが協力して作業にあたるなど、交流を深めることができました。</p> <p>森林整備を行うことは、二酸化炭素の削減による地球温暖化防止に効果があるだけでなく、大切な国土を台風などの自然災害から守るという重要な役割も担っています。</p> <p>※ボランティアグループが、地域内の貴重な建物や資源などを主体的に守り育てる活動であり、市が実施する事業への協力や市の事業として出来ない部分を受け持つなど、役割を明らかにした上で協働して取り組み、魅力あるまちづくりの創造につながっています。</p> <p>平成20年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿野城跡公園植生実態調査 開催日 平成20年7月10日 参加者 9人</li> <li>・鹿野城跡公園植栽 開催日 平成20年11月9日 参加者 67人（鳥取大学学生、鹿野小学校児童を含む）</li> </ul>
平成21年度予算額	<p>206,000円 (内訳：緑の基金助成金200,000円、自己負担6,000円)</p>



## 【事例7】

### 公共交通空白地域における地域住民によるバス運行 (過疎地有償運送者支援事業)

協働のパートナー	NPO法人OMU 交通対策室	
協働の形態	補助、事業協力	
事業の概要	<p>路線バスが運行されていない公共交通空白地域では、高齢化が進み生活交通に対する必要性がさらに高まっています。</p> <p>過疎地有償運送者支援事業は、公共交通空白地域の解消や公共交通を補完するため、過疎地有償運送を行う団体等に対し、経費の一部を支援し効率的な移動サービスを構築しようとするもので、平成20年度に創設しました。</p> <p>事業概要は以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 補助対象者 新たに過疎地有償運送を実施しようとするNPO法人など</li> <li>2. 運送区域 交通空白地域、路線バスが運行されている区域であるが路線の本数が極端に少ない区域など。</li> <li>3. 補助対象事業及び補助額（県と協調して補助）             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 運行事業 営業費用から営業収益を差し引いて得た額の合計額(営業費用の8/10を限度)に2分の1を乗じて得た額</li> <li>② 車両等設備整備事業 車両、通信関連機器購入など事業実施にあたっての初期投資費用に2分の1を乗じて得た額（限度額1,000千円）</li> </ol> </li> </ol>	
事業の効果	<p>地域の実情にあった効率的で持続可能な移動手段が確保されるとともに、市民自らが主体となることで愛着が生まれ、利用の喚起が期待されます。</p> <p>平成21年度実績</p> <p>大郷コース</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運行経路 鳥取市御熊～辛川～堤見～大畑～大谷～松原</li> <li>・ 運行日 毎週月・水・金曜日</li> <li>・ 運行数 行き1便、帰り2便</li> </ul> <p>末恒コース</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運行経路 鳥取市御熊～内海中～白兎～美萩野～三津</li> <li>・ 運行日 毎週火・木・金曜日</li> <li>・ 運行数 行き1便、帰り2便</li> </ul> <p>料金 中学生以上200円、小学生100円（区間内一律料金）</p>	
平成21年度予算額	1,400,000円 (内訳：運行事業助成金400,000円、車両等設備整備事業助成金1,000,000円)	

## 【事例8】

### 地域の小型除雪機による除雪作業

協働のパートナー	各町内会 道路管理課、総合支所 産業建設課																					
協働の形態	事業協力																					
事業の概要	<p>市は緊急性や地域性など優先道路を考慮しつつ市道除雪等を行っていますが、行政だけでは除雪しきれない道路等について、町内会等に小型除雪機を貸与し除雪を行っていただくことで、積雪時の安全確保を図り、安心して暮らしていただくとするものです。</p> <p>小型除雪機の貸与については、町内会等地元からの要望に基づき、市道延長に対して大型機械除雪率の低い地域を優先し、関係住宅数・通行者数・積雪量・通学路指定・道路幅員などを考慮した上で選定しています。</p>																					
事業の効果	<p>小型除雪機を貸与することにより、道路通行の安全確保や緊急車両の通行など、地域住民に安心感を与えています。また、除雪に係る所要時間の削減や負担の軽減にもなっています。</p> <p>鳥取市の実施する歩道除雪延長は13.4 kmになります。</p> <p>既に平成17年度から平成21年度に合計85台を町内会等に貸与し、合併前の配備済を加えると121台貸与しています。（各地域の降雪量や道幅などを考慮し、10馬力級と20馬力級を貸与しています。）</p> <p>平成21年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸与町内会数 115町内会</li> <li>・地域別貸与数 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>鳥取地域</td><td>42台</td></tr> <tr><td>国府地域</td><td>16台</td></tr> <tr><td>福部地域</td><td>4台</td></tr> <tr><td>河原地域</td><td>11台</td></tr> <tr><td>用瀬地域</td><td>24台</td></tr> <tr><td>佐治地域</td><td>2台</td></tr> <tr><td>気高地域</td><td>5台</td></tr> <tr><td>鹿野地域</td><td>9台</td></tr> <tr><td>青谷地域</td><td>8台</td></tr> <tr><td>計</td><td>121台</td></tr> </table> </li> </ul>		鳥取地域	42台	国府地域	16台	福部地域	4台	河原地域	11台	用瀬地域	24台	佐治地域	2台	気高地域	5台	鹿野地域	9台	青谷地域	8台	計	121台
鳥取地域	42台																					
国府地域	16台																					
福部地域	4台																					
河原地域	11台																					
用瀬地域	24台																					
佐治地域	2台																					
気高地域	5台																					
鹿野地域	9台																					
青谷地域	8台																					
計	121台																					
平成21年度予算額	<p>小型除雪機は市が購入し、除雪作業に係る燃料代、修繕費は町内会等地元の実費負担になります。</p>																					

## 【事例9】

くらし110番相談事業													
協働のパートナー	特定非営利活動法人 市民の生活権利擁護センターうさぎの耳 市民総合相談課												
協働の形態	委託												
事業の概要	<p>くらし110番相談事業は、相談支援の充実や市民の安全な日常生活の確保を図ることを目的に、市民の日常生活におけるトラブルや困りごとなどの相談窓口として、平成16年5月にスタートしました。</p> <p>この相談事業は、鳥取市行政書士会に加盟する会員を主たる構成員とする「特定非営利活動法人 市民の生活権利擁護センターうさぎの耳」に委託しています。</p> <p>また、本市では「くらし110番相談窓口」の他に、悪質商法、不当請求など消費生活に関する「消費生活相談窓口」、行政サービスに関する問い合わせや相談に関する「市民総合相談窓口」を併設した相談窓口を駅南庁舎1階に開設しています。</p>												
事業の効果	<p>民事トラブルや家庭内のトラブルなど市民生活上の問題について、解決に向けた方向性を助言する相談窓口として大きな役割を果たしています。</p> <p>平成20年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数 1,090件</li> <li>・主な分類別相談件数               <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>契約・債務不履行</td> <td>129件</td> </tr> <tr> <td>相続・遺言</td> <td>103件</td> </tr> <tr> <td>多重債務・ヤミ金</td> <td>74件</td> </tr> <tr> <td>親子・家庭内事情</td> <td>74件</td> </tr> <tr> <td>離婚・夫婦関係</td> <td>62件</td> </tr> <tr> <td>心の悩み</td> <td>53件</td> </tr> </table> </li> </ul>	契約・債務不履行	129件	相続・遺言	103件	多重債務・ヤミ金	74件	親子・家庭内事情	74件	離婚・夫婦関係	62件	心の悩み	53件
契約・債務不履行	129件												
相続・遺言	103件												
多重債務・ヤミ金	74件												
親子・家庭内事情	74件												
離婚・夫婦関係	62件												
心の悩み	53件												
平成21年度予算額	3,273,000円 (内訳：チラシ代2,000円、郵送料38,000円、委託料3,233,000円)												



## 【事例10】

### ブックスタート事業／ブックスタートパック配布事業

協働のパートナー	絵本の読み聞かせボランティア 図書館 中央保健センター	
協働の形態	補助、事業協力	
事業の概要	<p>中央保健センターが実施する6ヶ月児健康診査を受ける親子に対して、ボランティアと図書館司書が手遊びと絵本の読み聞かせを行っています。「赤ちゃんは保護者に抱っこされゆっくりとことばを語りかけられる時間を通じて、安心感や親の愛情を感じます。このような心が触れ合う時間を、家庭でも過ごしてほしい」ということなどを伝えながら、「ブックスタートパック（絵本2冊、その他の冊子2冊、チラシなど）」を手渡しています。</p> <p>また、ボランティアの資質向上のための研修、市民への啓発等についても、パートナーが協働して行っています。</p> <p>さらに、6ヶ月児健康診査の未受診者へは家庭訪問等で配布するよう心がけています。</p>	
事業の効果	<p>協働のパートナー同士の話し合いによりお互いの理解が深まり、一緒になって子育て支援が出来るようになりました。</p> <p>また、親子に対して読み聞かせや絵本の楽しさを伝えることができ、また、温かみのある子育て支援が行えるようになりました。</p> <p>※この事業を通して、地域内のボランティアによる読み聞かせの会が広がり、市民による読書活動の基盤づくりにつながっています。</p> <p>平成20年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6ヶ月児健康診査の実施回数                     <ul style="list-style-type: none"> <li>中央 年36回</li> <li>国府・福部 年6回</li> <li>西ブロック（気高、鹿野、青谷）年6回</li> <li>南ブロック（河原、用瀬、佐治）年6回</li> </ul> </li> <li>・6ヶ月児健康診査受診者 1,836人</li> <li>・ブックスタートパック配布数 1,860人</li> </ul>	
平成21年度予算額	2,477,000円 （内訳：絵本代2,249,000円、ボランティア報償費224,000円、郵送料4,000円）	

# 【事例 1 1】

## ふれあい・いきいきサロン事業

協働のパートナー	地区社会福祉協議会、各種団体等、 高齢社会課、鳥取市社会福祉協議会	
協働の形態	補助、助成、情報提供	
事業の概要	<p>地域においてボランティアが主体となって自主的に運営し、地域で生活している方々がふれあいを通じ仲間づくりの輪を広げ、生きがいつくり、社会参加を促進する「地域のつどいの場」づくりを通じて地域福祉活動の推進を図ることを目的として、平成18年から実施しています。</p> <p>ひとり暮らし高齢者の方などを対象とし、歩いていける範囲に「地域のつどいの場」として、地域のボランティアが主体となってサロンを運営し、下記のような活動を行っています。</p> <p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 会食 おしゃべり 健康相談</li> <li>(2) 歌 おどり ゲーム 手芸 折紙</li> <li>(3) グラウンドゴルフ 季節行事 園児との交流</li> <li>(4) その他、代表者が必要と認める活動</li> </ul> <p>区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 中規模型サロン（1団体当たり年間助成額20,000円） 年6回以上会食をすること。</li> <li>2 小規模型サロン（1団体当たり年間助成額5,000円） 会食の有無を問わず年12回以上実施すること。</li> </ul>	
事業の効果	<p>地域の方々、各関係団体の協力をいただきながらサロンを運営することによって、参加者（ひとり暮らし高齢者の方など）が気軽にふれあい、楽しみながら生きがいつくりを行っています。</p> <p>また、平成18年度の事業開始から年々サロン数も増加しており、この事業に取り組む地域が広がりつつあります。</p> <p>平成20年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模型サロン                         <ul style="list-style-type: none"> <li>開催数 27地区、149サロン</li> <li>参加者 約30,000人</li> </ul> </li> <li>・小規模型サロン                         <ul style="list-style-type: none"> <li>開催数 18地区、50サロン</li> <li>参加者 約13,000人</li> </ul> </li> </ul>	
平成21年度予算額	4,607,000円 （内訳：中規模型サロン助成金3,980,000円、小規模型サロン助成金500,000円、地区社協助成金127,000円）	

## 【事例12】

精神障がい者家族会	
協働のパートナー	精神障がい者家族会 生活福祉課
協働の形態	情報提供、事業協力、講演会等共催
事業の概要	<p>この会は、会員同士の意見交換会や講師を招いての学習会、講演会などを通して、悩みを共有し合い、お互いを支援し合う活動を行っています。</p> <p>市は、官庁をはじめ各種機関からの情報を会員に提供することをはじめ、学習会・講演会などを協働で行うこと及び家族会の取り組みなどを市報等により紹介しています。</p>
事業の効果	<p>家族が障がいについて学習、意見交換などを行うことにより家族が元気になるとともに、障がい者への対応に余裕ができ、治療の効果もあがります。</p> <p>また、障がいについての市民の理解・啓発活動にもなりました。</p> <p>平成21年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フリートーク他 2回開催、参加者25人</li> <li>・学習会 3回開催、参加者120人</li> <li>・講演会 1回開催、参加者40人</li> </ul>
平成21年度予算額	なし

## 【事例13】

### 『大発見！しいたけの森に住む色々な虫たちの巻』 (鳥取市青年のイベント助成事業)

協働のパートナー	(社)鳥取青年会議所 生涯学習課	
協働の形態	補助	
事業の概要	<p>現代社会では手を入れられることが少なくなり放置され荒れつつある里山で、地域の特徴を活かした原木しいたけを使った森の保全をするため、森の生態系の一部を担う、昆虫の観察やふれあいなどの体験の他、昆虫の役割やしいたけが森にどのように役立っているか学びました。また保全を行うに当たって経費の支出ばかりでなく、経済の循環を行える方法を模索し、継続的な自立した環境保全活動が行われる地域のモデルケースを目指し、長期的な取り組みとして計画しています。</p> <p>鳥取市青年のイベント助成事業は、青少年を対象としたイベントを実施する団体に、その事業費の一部を補助し、健全な青少年の育成と青年組織の活性化を図ることを目的としています。</p> <p>H21年度、(社)鳥取青年会議所が実施した「鳥取JCしいたけの森プロジェクト『大発見！しいたけの森に住む色々な虫たちの巻』」に補助を行いました。</p>	
事業の効果	<p>主に小中学生を対象としたイベントを青年団体が実施することで、異年齢交流が実施でき、青年団体等の仲間づくりや地域づくりの取り組みができました。</p> <p>平成21年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施日 平成21年8月1日</li> <li>・場所 鳥取JCしいたけの森(鳥取市越路)</li> <li>・参加者 141人</li> </ul>	
平成21年度予算額	<p>43,000円 (内訳：広報費4,000円、企画・演出料28,000円、保険料4,000円、郵送料2,000円、謝礼5,000円)</p>	

## ◆補助・助成制度の紹介

本市では、「協働のまちづくり」を推進するため、次のような補助・助成制度を設けています。平成22年度の主な制度を紹介しますので、参考にしてください。

項目	事業名	事業の概要	H22 予算額 (補助率、 上限額)	対象団体など	担当課	お問い合わせ先
1	自主防犯活動団体補助事業	犯罪や少年非行を防止し、市民が安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進するため、自主防犯活動を行うボランティア団体に対し、経費の一部を支援します。	50万円 (上限10万円)	自主防犯活動団体	危機管理課	(0857) 20-3127
2	人権市民活動支援事業	市民団体が行う人権教育・啓発事業などに対して、経費の一部を(財)鳥取市人権情報センターを通じて助成します。	40万円 (補助率2分の1、上限5万円)	市民活動団体	人権推進課	(0857) 20-3224
3	女性コミュニティ活動推進助成事業	環境問題、青少年健全育成、防災・防犯など身近な地域課題の解決のための活動、地域における男女共同参画を促進する事業に対し、経費の一部を支援します。	60万円 (補助率4分の3、上限3万円)	まちづくり協議会などに所属、所属を予定する女性団体	男女共同参画課	(0857) 20-3166
4	市民手づくり交流事業	民間団体が実施する国際姉妹都市(清州市、ハーナウ市)、国際友好都市(中国太倉市、沙河市、オールドス市)及び海外協会(ブラジル)との交流事業に対し、経費の一部を支援します。	171万円 (補助率2分の1以内、上限あり)	市民活動団体	企画調整課	(0857) 20-3154
5	民間交流促進事業	民間団体が実施する国内の都市(県外)との交流事業に対し、経費の一部を支援します。	50万円 (補助率2分の1以内、25万円)	市民活動団体		
6	鳥取市市民活動促進助成金事業	非営利で公益的な市民活動の推進役となる人材、団体を育成するため、市民活動の企画、運営等に関する研修を実施した団体に対し、経費の一部を支援します。	150万円 (補助率5分の4、上限10万円・20万円)	市民活動団体 (鳥取市市民参画と市民活動の推進に関する条例第2条に規定する団体)	協働推進課	(0857) 20-3182
7	町内集会所建設等補助金	町内会等が集会所を新築、増・改築、建物取得、借上げ等を行う際に係る経費の一部を支援します。	2,775万円 (補助率3分の1、上限1,000万円)	町内会		
8	コミュニティ活動支援事業	個性を活かしたまちづくり、地域コミュニティの活性化を図るため、住民の自主性・主体性に基づいて町内会が行う事業に対し、経費の一部を助成します。	2,090万円 (補助率4分の3、上限3万円)	町内会、合同町内会	コミュニティ協働推進支援室	(0857) 20-3171
9	協働のまちづくり助成事業	まちづくり協議会が地域コミュニティの充実強化を図ることを目的に実施する事業に対し、経費の一部を支援します。	2,080万円 (補助率5分の4、上限40万円)	まちづくり協議会		

項目	事業名	事業の概要	H22 予算額 (補助率、 上限額)	対象団体など	担当課	お問い合わせ先
10	女性と高齢者のむらづくり推進事業	鳥取市の農業振興、地域の活性化を図るため、農山漁村における女性と高齢者の自立した活動に対し、経費の一部を支援します。	162万円 補助率3分の2 以内、1事業 1団体とし、 上限30万円	女性5名以上、高齢者(60歳以上)5名以上、女性と高齢者を合わせて5名以上で構成される集団、地区、集落の団体	農業振興課	(0857) 20-3233
11	まちとむら交流促進事業	むらづくり団体が主体となって行う農林漁業体験や食を主体としたイベント活動など、まちとむらの相互の連携を深める事業に対し、経費の一部を支援します。(同地区との交流は3年間を限度とします。)	50万円 補助率4分の3 以内、1事業 1団体とし、 上限10万円	新規に交流事業に取り組む団体、集落		
12	むらづくり活性化特別対策事業	農村地域の活性化を図るため、むらづくり団体が行う各種活動、施設整備等に対し、経費の一部を支援します。	191万円 補助率2分の1 以内、1事業 1団体とし、 上限100万円	地区むらづくり会議、集落及び5人以上で構成される団体		
13	森づくり市民活動支援事業	森林づくりに参加する機運を醸成するため、交流会、植栽、森林保育事業に取り組む活動に対し、経費の一部を支援します。	50万円 上限25万円	鳥取市水道水源保全地域及びその上流域の団体	林務水産課	(0857) 20-2325
14	住民参画型バス停上屋整備事業	バス停上屋整備について、計画段階から維持管理まで地元住民が参画し、住民の利便性の向上を図る事業について、経費の一部を支援します。	160万円 (補助率3分の2、 上限100万円)	地元自治会等住民組織	交都市政策課	(0857) 20-3257
15	過疎地有償運送者支援事業	交通空白地域など公共交通機関がない地域で、過疎地有償運送を行う法人等に対し、経費の一部を支援します。	140万円 (補助率10分の8、 上限40万円)	NPO法人、公益法人、社会福祉法人、医療法人等		
16	鳥取方式による芝生化推進モデル事業	まちづくり協議会が地域コミュニティの充実強化を図ることを目的に実施する鳥取方式の芝生化に対し、経費の一部を支援します。	160万円 (補助率10分の10、 上限40万円)	まちづくり協議会	都市計画課	(0857) 20-3273
17	鳥取市中心市街地活性化協議会イベント開催支援事業	鳥取市中心市街地の活性化を図るため、賑わいの創出と集客力の向上につながる活動に対し、経費の一部を支援します。	640万円 (補助率3分の2、 上限40万円)	鳥取市民又は鳥取市に住所を有する団体	都市計画課 市街地整備室	(0857) 20-3276
18	鳥取市自然環境創造支援事業	多様な野生生物が生息できる空間(ビオトープ)など、自然環境の保全・再生を行うための活動に対し、経費の一部を支援します。	100万円 (補助率2分の1、 上限50万円)	市民活動団体(鳥取市内に活動拠点を持つ自治会、団体等)	環境政策課	(0857) 20-3176
19	青年のイベント助成事業	青少年の健全育成を図るため、小中学生を対象とした事業を実施する青年団体に対し、経費の一部を支援します。	24万円 (補助率4分の3、 上限8万円)	市内の青年団体	生涯学習課	(0857) 20-3363

## 協働推進課の補助制度

### 【市民活動団体】

#### 鳥取市市民まちづくり提案事業助成金

本市の様々な地域課題を解決するため、市民等からの視点で自由な発想に基づく「まちづくり事業」の提案を市政に反映し、協働のまちづくりを推進します。

#### 『市民活動促進部門』

##### 創造的な市民活動事業

- a．活動をこれから始める、又は始めたばかりの市民活動団体を応援するもの
- b．補助率 10/10 補助限度額 10万円

##### 公益的な自主事業

- a．既に活動している市民活動団体の活動をさらに充実・発展するよう応援するもの
- b．補助率 4/5 補助限度額 20万円

#### 『協働事業（行政提案型）部門』

- a．市民等からの視点で自由な発想に基づく「まちづくり事業」の実施の一部を助成
- b．補助率 10/10 補助限度額 40万円

### 【町内会】

#### コミュニティ活動支援事業（継続）

- a．町内会が実施する地域コミュニティの推進につながる住民の多数が参加する活動で、次のいずれかに該当する事業
  - ・運動会等のスポーツ
  - ・地域内の文化的な活動
  - ・町内案内板の作成等の地域の環境整備にかかる活動
  - ・その他この事業の趣旨にふさわしい事業
- b．補助率 3/4 補助限度額 3万円

### 【まちづくり協議会】

#### まちづくり協議会運営助成事業（継続）

- a．まちづくり協議会の組織運営のために行う次のいずれかに該当する事業
  - ・組織運営のための勉強会や情報提供
  - ・その他組織運営につながる事業
- b．補助率 10/10 補助限度額 5万円

#### 地域コミュニティ計画作成支援事業（継続） 1回限り

- a．まちづくり協議会が地域コミュニティ計画を作成するために実施する次のいずれかに該当する事業
  - ・地域の現状や課題の調査

- ・地域住民への情報提供
- ・その他地域コミュニティ計画作成につながる活動

b . 補助率 10/10 補助限度額 10 万円

協働のまちづくり助成事業（継続）

a . まちづくり協議会が地域コミュニティの充実・強化を図ることを目的に実施する次のいずれかに該当する事業

- ・地域課題に対応し、地域力の向上につながる活動・事業
- ・市民が主役の協働によるまちづくりの活動・事業
- ・その他地域コミュニティの充実・強化につながる活動・事業

b . 補助率 4/5 補助限度額 40 万円

協働のまちづくり特別支援事業（継続）

a . まちづくり協議会が地域コミュニティの充実・強化を図ることを目的に実施する次のいずれかに該当する事業

- ・地域課題に対応し、地域力の向上につながる活動・事業
- ・市民が主役の協働によるまちづくりの活動・事業
- ・その他地域コミュニティの充実・強化につながる活動・事業

b . 補助率 10/10 補助限度額 80 万円

協働による芝生化推進事業（継続）【担当：都市環境課】

a . まちづくり協議会が地域コミュニティの充実・強化を図ることを目的に地域コミュニティ計画に基づき実施する鳥取方式の芝生化の事業

b . 補助率 10/10 補助限度額 40 万円

協働による防災力向上事業（継続）【担当：危機管理課】 H25～27 年度のうち 1 回のみ

a . まちづくり協議会が防災力の充実・強化を図ることを目的に、自主防災会や町内会等と連携して実施する次のいずれかに該当する事業

- ・災害時に必要な防災資機材を整備し活用する事業
- ・防災訓練、救命講習、防災セミナー等の啓発事業
- ・その他防災力向上につながる活動・事業

b . 補助率 10/10 補助限度額 10 万円

平成26年度  
参画と協働のまちづくりの  
推進に関する意見書

平成27年3月

鳥取市市民自治推進委員会

# 鳥取市市民自治推進委員会活動報告書

## 目 次

### 鳥取市市民自治推進委員会活動報告書

- 1．市民自治推進委員会委員になって
- 2．市民自治推進委員会の活動を振り返って
- 3．参画と協働のまちづくりフォーラムを開催して
- 4．市民まちづくり提案事業の審査を行って
- 5．市民活動表彰の審査を行って
- 6．鳥取市の市民活動と協働のまちづくりの支援策について
- 7．地域コミュニティにおける協働のまちづくりの取り組みについて
- 8．佐治地域での地域活動の取り組みを聞いて

### 参考資料

- 1 市民まちづくり提案事業助成金交付事業について  
【市民活動促進部門】助成事業実績  
【協働事業（行政提案型事業）部門】助成事業実績
- 2 鳥取市市民活動表彰制度について
- 3 まちづくり協議会の活動状況について
- 4 平成26年度参画と協働のまちづくりフォーラム事業報告
- 5 市職員研修について
- 6 鳥取市市民自治推進委員会について  
鳥取市市民自治推進委員会委員名簿、開催実績

## 1 市民自治推進委員会の委員になって

○本委員会は鳥取市長の附属機関として、本市の参画と協働の推進に関する事項を調査・審議し、市長へ意見を述べるとされており、改めて役割の重さを痛感しているところです。委員会を通して、本市の「協働のまちづくり」に係るさまざまな事業に触れ、市と地域との関わりを改めて理解することができました。また、市民活動促進助成事業やまちづくり提案助成事業、市民活動表彰の選考審査を通して、多くの市民団体やNPO法人等が実に多様な分野でコミュニティ活動をされていることに驚くとともに、人口減少が進み集落の衰退が危惧される本市においても、地域活性化のために頑張られている地域や団体が多くあることを知り、心強く思いました。

○まちづくり協議会が全地区で組織化され、活動も次第に活発化していますが、地区公民館を拠点とした「協働のまちづくり」において、市職員による「コミュニティ支援チーム」と地区公民館職員の役割が大きいと感じています。また、自治を推進するために「地域コミュニティ」がいかに重要な役割を果たしているのかを改めて認識する機会ともなりました。

○社会人になって以来、地域住民の行政への参画に一貫して関心を持ち、鳥取市自治基本条例案の策定、その施行に伴う地方自治に対する市民の変化や市政に注視してきた委員の目から見ても、さまざまな活動が活発化しており、そのような動きを間近で感じられる委員になって良かったと思います。また、いかにこれからの鳥取市を創っていくか、いかに若者に楽しい人生を送ってもらうか、“鳥取ダカラ”を言い訳にせず、鳥取でも出来るんだ！やれるんだ！をたくさん創っていく為に日々活動している委員にとっては、活動を通して現状が見えてきたように感じます。各委員の活動にも、この経験を次にどうつなげるかがこれからの響いてきます。ここで得た知識や経験を還元しながら、市民が元気になるためにはどうしたらよいかを今後とも探していきたいと思います。

○市民にとっての自治とはどういうことか、また、住民が主体となって行動するにはどんな手立てが必要か等々考えることが多かったように思います。とても有意義な学びの機会であったとともに、暮らしやすいまちにするため、自分自身も地域づくりに参画協働していかなければいけないと深く認識する契機となりました。

## 2 市民自治推進委員会の活動を振り返って

○活動内容は、ほぼ例年に準ずるものですが、それぞれの課題に対して、各委員の専門性や知識、経験により、さまざまな角度から意見が交錯します。しかし、結果的にはまとまっており、本委員会の委員構成は非常にバランス良く選任されていると感じています。

○今回の委員会は、条例改正もなく比較的平穏な委員会となる予想をしていましたので、このようなときこそ委員もお互いに「参画と協働のまちづくり」について学習し、まちに出て住民の意見や提案を聞きたいと考えていましたが、十分な時間がとれませんでした。

○活動の一つに、平成26年1月におこなった兵庫県朝来市与布土地域への先進地調査・視察研修がありますが、地域自治システムの現状を把握し、地域住民全体による地域自治の取り組み姿勢や行政に頼らない地域経営についての意気込みに触れたことは、大変有意義でした。また、「参画と協働のまちづくりフォーラム」が開催できたことは、大きな成果であり、このフォーラムに参加できて良かったと感じています。

○委員会には多くの審議事項がありましたが、まだまだ未熟で自分なりの考えがまとまらないこともありました。他の委員の方の意見にいつも感心させられ、学ぶことの多い場となりました。

○本委員会の役割に、『参画及び協働の推進に関する事項について調査及び審議し、市長に意見を述べるとともに、市民に公表します。』ということがありますが、この『市民に公表する』方法等にひと工夫必要だと思います。また、肝心な問題点を如何に解決していくかという部分を深く追求せずに2年が過ぎたように感じます。しかし、小さいながらも課題をこなしていく事でまた何か新しい発見もあると思いますので、今後ともこの委員会は開催すべきではないでしょうか。

### 3 参画と協働のまちづくりフォーラムを開催して

当委員会の設置目的は、参画と協働の推進に関する調査と審議ですが、一步踏み込んで、広報活動の一端を担うことも必要です。そのために市民とともに実行委員会を組織し、鹿野町で「参画と協働のまちづくりフォーラム」を開催しました。

平成20年度から開催しているこのフォーラムですが、本年は地方創生の時宜を得た企画であったと思います。人口減少が進む中山間地域の若者の活動に目を向け、本市西部地域で初めての開催となったこのフォーラムは、勇壮な逢鷲太鼓の演奏に始まり、パネルディスカッションでは、中山間地域にU・Iターンをし、それぞれの地域で特色ある活動をされている若者の勇気ある実績発表に心を打たれた人も多いと思います。

アトラクションの出演者もパネリストも元気に活動に取り組んでいる若者でしたので、「中山間地域における若者の活動からまちづくりを考える」というテーマに合致し、非常に充実したフォーラムでした。

しかし、当日は天候が悪く、近隣地域での事業が重なったためか、思ったより参加人数が少ないように感じました。これも日頃からの参画と協働についての市民の理解を深める活動と宣伝が足りないのではと思います。市民にとって魅力のある内容になってい

ないのか、まちづくりが未だ一部の人の取り組みにしかなく、参加者数の問題は大きな課題です。若者の参加も少ないのですが、もっと若者が集まるようもう少し入り口を広げてみてはいかがでしょうか。また、大学生や高校生の参加も考慮し、パネリストと気軽に意見交換できるような場を設定すれば、より効果的な事業になったように思います。

加えて、過去2年間は市民活動フェスタに統合されての開催でしたが、やはり、単独開催の方が効果的であると思われます。その理由は第1に、パネリストから、それぞれ、地域環境の魅力を発見・認識して、営農者と消費者を結びつける活動やアートイベント、映像作成により地域をつなぐ活動等、若者による地域活性化活動というテーマにふさわしい内容を聞くことができたことです。

そして第2に、来場者とパネリストとの間で、以前の単独開催時と同様に意見交換が見られたことです。このことは、来場者が地域づくりに関心を持っていることの証拠であり、フォーラムが地域づくりへの参画の機会ともなり、さらには、市が条例を設けていることへの認識にもつながります。このような意見交換は、市民活動フェスタでは見られなかった光景です。

各種行事が集中しない開催時期及び動員方法等の再検討が必要ですが、このような理由から、地域住民によるまちづくりの機運醸成のために、フォーラムを単独で開催することとし、鳥取地域ばかりでなく、西部地域、南部地域、東部地域での“出前開催”を望みます。

#### 4 市民まちづくり提案事業の審査を行って

市民まちづくり提案事業には、地域の課題解決やまちの活性化のために市民活動団体が自ら行う事業への助成制度である市民活動促進部門と、市民活動団体と市が協働で行うことで更に効果が高まる事業への助成制度である協働事業部門があります。

この制度は、鳥取市市民活動促進事業を引き継ぎ、平成23年度から実施されていますが、特に協働事業部門は、やや広域的な課題解決に向けて地域住民が参画し、役割を果たすもので、方向性としては良い施策だと思います。

本年度の応募団体は2件と少なかったのですが、いずれも審査基準を満たし、市民を巻き込むことのできる素晴らしい内容でした。また、提案された事業は目的を十分に達成できるものであり、本事業の意義は大きいと感じます。

「鳥取民藝エリア活性化イベント事業」は、鳥取市の中心市街地である鳥取駅周辺で、一方の「殿ダム周辺広場完成記念音楽祭」等は、国府町の中山間地での開催と、異なった地域の大きな事業であり、市民の関心も大変高まったものと思います。今後もこのような事業がたくさん出てくることを期待します。

また、「いきいき成器の会」の「殿ダム周辺広場完成記念音楽祭」は、出演団体も多く、3千人を超える観客を呼び込み、発展性、継続性もあり、素晴らしいイベントでした。このように、やりようによっては大きく発展できるこの制度に、なぜ応募団体が少ないのかなどの理由を検証し、改善策を検討することも必要です。

行政提案型事業は「提案団体と市が協働して取り組み、行政課題の効果的な解決が期待できるものを対象とし、地域の課題解決やまちの活性化のために、市民と行政の協働のまちづくりを推進すること」を目的とされていますが、行政の協働部分が関係機関、他部署との連携などが主であり、もう少し積極的な関わりを担うことで、事業効果を更に上げることができるよう思います。また、当該活動のすそ野を広げるために、助成対象となった団体等の活動内容・効果等を市民に広報していくことも必要です。

重要なことは、地域住民が継続して参画・活動していくことであり、そのためには、立ち上げ時のみではなく、立ち上げからの数年間は、市の助成支援があっても良いのではないのでしょうか。

市民活動促進部門の提案事業に関しては、委員の中でもさまざまな考えがあります。経済効果を生むということではなく、趣味レベルであるとの意見や、提案されている内容は、どの地域でも実践されていることであり、この制度を知っている団体が応募している感が拭えないとの意見もあります。しかし、それがまちづくりにつながるのであれば大いに実施していただき、これが契機となって、他にも広がっていくことを期待したいと思います。今後は体力のある若者が提案を出せる体制を作っていくことも課題ではないのでしょうか。

## 5 市民活動表彰の審査を行って

活動の主体者の年齢層、活動の内容、活動期間とも多岐にわたっており、本市における市民活動の幅広さを実感するものでした。

本年度の表彰において、先駆的な活動を長期にわたって継続してこられた団体等を中心として表彰できたことは有意義であったと思います。今後とも、市民活動の励みになるよう、表彰制度は継続すべきであり、受賞団体の活動内容等を広く市民に広報し、市民参画の機運醸成を図っていく必要があります。

本年度は11の応募があり、そのうち2名と4団体が表彰されました。応募数としては多かったものの、団体活動をしている個人を対象とした申請が数件見られ、公園管理や防犯ボランティア等の他の制度の表彰等に属するものも多くありました。規範となる鳥取市市民活動の推進に関する条例には、適用区分が19もあり、これを「自主的・自律的で、営利を主たる目的としない活動」というだけで選考するのでは、推薦者も可否の判断がしづらいと思います。コミュニティ活動は、地域住民が一つの団体・組織を作

って活動するのが一般的であるとの考えから、委員の中には表彰対象を団体・組織とすべきであるとの考え方もあり、募集、応募段階で申請、推薦範囲を明確にしておく必要があります。

また、活動年数1年ながら、全県的に見ても極めて先駆的で公益性の高い活動団体が鳥取市で生まれ、表彰されました。小さな活動にも光をとの表彰趣旨を踏まえて、顕彰していくことは重要ですが、活動期間の制限、例えば5年以上継続的に活動している者等のしぼりはかけたほうがいいのではないかと意見もありました。審査については委員それぞれに考え方があったと思いますが、誰もが納得する結果となりました。

しかし、これらが将来にどう繋がっていくのかが見えてきません。このモデルを更に成長させていくにはどうしたらよいかを今後は考えていくべきではないかと思いません。

## 6 鳥取市の市民活動と協働のまちづくりの支援策について

「鳥取市のボランティア活動は、割と活発になってきた」とマスコミ関係者から聞くようになりました。このことは、平成20年度から始まった市民活動助成事業、表彰制度、フォーラムの開催、まちづくりの手引き作成等による広報活動等、市の促進施策の効果もあったと思われます。表彰や助成制度は効果的ですが、活動を推進していくのは人であり、更なるまちづくりの推進のためには、なんとしてもリーダーの存在、育成がポイントです。

自治連合会や青年会議所等と協働して、それぞれの場所を会場に、テキスト代や講師招聘費用といった運営費は市が助成する“リーダー育成塾”を開催するといったやり方も1つの方法としてあると思います。

また、コミュニティにおける協働のまちづくりの実践は、その多くを地区公民館が担っています。この現状を見るに、地区公民館職員の資質や指導力は「まちづくり」に大きく影響するものと考えますので、職員に対する有益な研修の実施を望みます。

各地区においては、自治会費が高い、寄付金が多すぎるなどの声が多く聞かれる今日、どの自治会やまちづくり協議会でも運営財源の確保に苦慮されています。このような中、鳥取市から、地区・町区自治会補助金の支援を始め、まちづくり協議会活動への手厚い支援、さらには防災会活動の支援等により、安全安心な住みよいまちづくりが推進されています。このような財政的支援を今後も継続していただきたいと思いません。

まちづくりの進め方として、例えば、ある集落での活動を周辺の地域に発信して人集めするという場合がありますが、それだと一部の地域だけの活動になり、事業の拡大や増員に繋がりにくいように思いません。また、他地域での成功例を真似てその事業を実施する傾向にありますが、地域の独自性が活かさないのではないかというおそれもありま

す。人的支援や財政的支援ももちろん必要ですが、毎年の活動状況の調査や支援策を検討していくことも大切です。

また、現在どのまちづくり協議会も一律の支援策となっていますが、それではまちづくりに対しての意欲を削ぐ感がします。枠を設けず、必要な団体には見合った額を交付するという支援制度の必要性を感じます。

## 7 地域コミュニティにおける協働のまちづくりの取り組みについて

現在、鳥取市では地区公民館を単位に、61地区でまちづくり協議会が設置されていますが、地域コミュニティ活動の拠点として地区公民館に着目したことは、建設的・現実的だったと思われます。現在、ほとんどの地区で地域コミュニティ計画が策定され、具体的な活動が行われています。年々、各地区において地域の魅力を生かそうと創意工夫する気風が生まれているように感じられ、大変嬉しい流れになっています。

いずれも設立後5年程経過し、毎年の反省の下に改善を加えながらそれぞれの地域性を活かし、充実した取り組みがなされていると聞いています。しかし、その活動状況を把握・総括し、更なる発展へ検討してみる必要があるのではないのでしょうか。

また、住民に一番近いコミュニティは町内会ではないかと考えます。平成25年度に行った鳥取市自治基本条例の見直しにおいて、新たに「危機管理」条項が追加されましたが、災害時に共助の要となるのは、日常生活の接点が多い近隣者です。しかし、近隣者でも顔と名前がはっきりしない関係は少なくありません。まちづくりを推進する鳥取市自治連合会でも、年2回広報誌を発行したり、会長研修会等で情報交換を行ったりして発展的に取り組まれています。しかし、「協働のまちづくり」という意識を町内会活動に浸透させ実践できれば質の高い地域コミュニティを形成できると考えます。

あくまでも協働であるという点を理解することが肝要であり、市側からだけでなく、住民の側からだけでなく、共に行うことが重要です。地域コミュニティ、協働のまちづくりについて、特に若者にはまったく伝わっておらず、興味も持っていません。今後どう周知していくかを検討し、もっと分かりやすく簡単に、必要性を伝えながら行っていくべきではないかと思えます。

## 8 佐治地域での地域活動の取り組みを聞いて

地域おこし協力隊の方々から各取り組みの現状を伺い、明確な目標をもって取り組んでおられる姿勢に触れることができました。大変好感が持たれ、我々委員だけではなく、フォーラムを通じて市民の方にも披露できれば良かったと感じています。

県外からやってこられた協力隊の皆さんが、米を始め価値のある農産物づくりや販路開拓、さらには物流まで研究されており、これらの活動を通じて、この地で今後も生活しようとされている姿勢には強く惹かれるものがありました。

市としても彼らを支援して、決して挫折で終わることのないようにしなければなりません。この制度の委嘱期間は最長3年間ですが、作物を育てる農業においては、将来に向けた手応えを得るには期間が短いように感じます。

彼らを受け入れる地域住民が大きな関心を持ち、隊員の方々と接しながら諸問題を克服し、成果をあげられることを期待します。それと同時に、この成功経験を他地域でも活かせるように一般化し、集積していただきたいと思います。



## 参考資料一覧

資料番号	資料のタイトル
参考資料 1	市民まちづくり提案事業助成金交付事業について... P 10～ P 14 平成 2 5、2 6 年度 【市民活動促進部門】助成事業実績 【協働事業（行政提案型事業）部門】助成事業実績
参考資料 2	鳥取市市民活動表彰制度について... P 15～ P 16  平成 2 5 年度 鳥取市市民活動表彰被表彰者 平成 2 6 年度 鳥取市市民活動表彰被表彰者
参考資料 3	まちづくり協議会の活動状況について... P 17
参考資料 4	参画と協働のまちづくりフォーラムについて... P 18～ P 20 平成 2 5 年度 市民活動フェスタ事業報告 平成 2 6 年度 参画と協働のまちづくりフォーラム事業報告
参考資料 5	市職員研修について... P 21～ P 22  「協働のまちづくり」職員研修実績
参考資料 6	鳥取市市民自治推進委員会について... P 23～ P 24  鳥取市市民自治推進委員会委員名簿、開催実績

## 1. 市民まちづくり提案事業助成金交付事業について

<p>交付目的</p>	<p>第2条 本助成金は、地域の課題解決やまちの活性化のために、市民等からの視点による自由な発想に基づき提案された「まちづくり事業」を実施することにより、市民活動が活性化し、市民と行政の協働のまちづくりを推進することを目的として交付する。 (鳥取市市民まちづくり提案事業助成金交付要綱)</p>
<p>定義</p>	<p>第3条 この要綱において「市民活動団体」とは、鳥取市市民活動の推進に関する条例(平成15年鳥取市条例第2号)第2条第2号に定める団体をいう。</p>
<p>助成対象事業</p>	<p>第4条 助成の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、第5条に規定する者が自ら企画、運営し実施する本市のまちづくり活動に関する事業であって、市長が事業の内容、時期、経費等が適当と認めたものとし、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 創造的な市民活動事業 設立後3年未満の市民活動団体が実施する事業</li> <li>(2) 公益的な自主事業 設立後1年以上が経過した市民活動団体が実施する事業</li> <li>(3) 行政提案型事業 市が示す行政課題の解決のため市民活動団体等が企画立案する事業であって、市との協働により行政課題の効果的な解決が期待できるもの</li> <li>(4) 男女共同参画による地域活性化提案型モデル事業 地域の人材育成に関わる事業であって、次のいずれにも当てはまる             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 地域における男女共同参画推進リーダーの育成</li> <li>イ 地域における男女共同参画推進リーダーへの支援・協力体制の構築</li> </ul> </li> </ul> <p>2 前項の規定にかかわらず、助成対象事業実施にあたり、国又は地方公共団体から、この要綱による助成金以外の助成金の交付を受ける場合は、助成対象事業の対象としないものとする。</p>
<p>助成金交付対象者</p>	<p>第5条 本助成金の交付対象となる者は、助成対象事業の区分に応じそれぞれ別表で定める者とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本助成金の交付対象となる者とししないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを目的とする者</li> <li>(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする者</li> <li>(3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする者</li> <li>(4) 助成対象事業を実施する者が、申請年度において、既にこの要綱による本助成金の交付を受けているとき。</li> <li>(5) 前条第1項第1号に該当する事業を実施する市民活動団体が、既に本助成金の交付を受けているとき。</li> <li>(6) 前条第1項第2号又は同項第4号に該当する事業を実施する者が、本助成金の交付を通算して3回受けているとき。</li> </ul>

助成金の算定等	<p>【市民活動促進部門】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創造的な市民活動事業 設立後3年未満の市民活動団体が実施する事業 補助率 10分の10 限度額 10万円</li> <li>・公益的な自主事業 設立後1年以上が経過した市民活動団体が実施する事業 補助率 5分の4 限度額 20万円</li> </ul> <p>【協働事業部門】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政提案型事業 市が示す行政課題の解決のため市民活動団体等が企画立案する事業であって、市との協働により行政課題の効果的な解決が期待できるもの 補助率 10分の10 限度額 40万円</li> </ul>
対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料

「市民まちづくり提案事業助成金交付要綱」抜粋

平成25年度【市民活動促進部門】助成事業実績

(単位：円)

	コース	団体名	事業名	事業概要	事業費	交付 確定額
1	創造的な市民活動事業	えねみら・とっとり	みんなでつくる市民共同発電所&マイ発電所事業	<p>再生可能エネルギー特別措置法が施行され、地域分散型の再生可能エネルギーの普及に期待が膨らむが、地元以外の大企業や海外ファンド等によるメガソーラー事業とは異なる、地域の活性化や雇用創出、収入増にもつながる、地元のイニシアティブによる小規模分散型の再生可能エネルギーの導入が求められる。その促進には市民の参加と理解が不可欠だが、それらが十分進んでいるとは言えない。</p> <p>そこで、自分たちの手で楽しみながら「電気をつく(レ)ル」体験と実感を通して、市民の主体的な参加による再生可能エネルギーの導入を推進するための事業を行う。</p>	138,436	100,000
2	公益的な自主事業	多言語国際交流サポートTIA	交流の為にコミュニケーションサポート事業	<p>異文化理解とコミュニケーション実践の機会を提供し、国際交流、国際理解に積極的な市民を増やす機会を模索してきた。</p> <p>そのような状況の中、NHKテレビ英語講師、オバマ大統領の同時通訳で有名な松本道弘氏の講演会、大人や子どもを対象に</p>	416,028	200,000

				したディベート教室を実施する運びとなった。 この事業に参加してもらうことにより、異文化に対する啓蒙の良い機会を提供する。		
3	公益的な自主事業	とっとり観光ガイド友の会	まちなか発見食べ歩きマップ作成事業	観光客はもちろん、市民に鳥取の素晴らしさと普段気がついていない場所、お店、出来事、意外性を体感し知ることでもらうことを目的に、「まちなか発見食べ歩きマップ」を作成する。	175,750	140,000
4		雑がたり実行委員会	お雑さまコンクール【エッセイ&絵てがみ&短歌】	鳥取市用瀬町のアピール及びお雑様・雑まつりに込めた想いを次世代に繋げることを目的として事業を実施する。	484,003	200,000
5		特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	発達が気になる子どものペアレントトレーニング	親は自分の子どもに対する最良の治療者になれるという考えに基づき、子どもが表す発達課題や問題行動に対して、子どもを認めて、ほめて育てる子育てを学ぶことにより、子どもの成長を実感し、楽しい子育てができるようになることを目指す。	190,728	146,000

平成26年度【市民活動促進部門】助成事業実績

(単位：円)

コース	団体名	事業名	事業概要	事業費	申請金額	交付決定額
1	創造的な市民活動事業 一般財団法人 それいゆ鳥取地区	ナイトウォーク事業	毎日何気なく行動している「歩く」ということに注目し、無理なく始められて愉しく継続して運動できればという思いから、鳥取市鹿野を出発し鳥取駅前をゴールとしてナイトウォークを実施する。	28,000	28,000	28,000 (交付確定額)
2	公益的な自主事業 東中校区心豊かな子どもを育てる会	子育て・親育てを推進する地域づくり	子どもたちのモラルやマナー向上・生活環境・地域環境などに関する標語を募集し、標語を載せた立て看板を作成し地域各所に設置する。	100,000 (予定)	80,000	80,000

3	とっとりキルトクラブ	鳥取キルトクラブ運営事業	子ども学園へ寄付するための学童用絵本袋等、乳児院へ寄付するためのおくるみを制作する。	66,032	159,000	32,000 (交付確定額)
4	コミュニティフレンドとっとり	コミュニティフレンドとっとり事業	障がいがあることや高齢になったことで、友だちづくりが苦手な人たちに「まちの中のともだち」を紹介し、ペアとなって様々な活動を行う。	200,000 (予定)	92,000	92,000
5	えねみら・とっとりエネルギーの未来を考える会	おひさまエネルギーを活用した節電所づくりによる鳥取版“自/地エネ”推進事業	学習会を開催し、節電の可能性を学び、節電所作りに取り組む。また、ワークショップを開催し、節電所づくりのヒントとなる取り組みを学び、体験する。	250,000 (予定)	200,000	200,000
6	とっとり森のおさんぽ会トコトコ	「森で育つ子どもたち～みてみて!の世界」小西貴士写真展&スライドトークショー	講演会、交流会及び写真展を開催し、子育て中の親たちをはじめ、子どもとかかわる多くの方に子どもとの関わり方のヒント、鳥取における子育ての楽しみ方のヒント等を提案する。	365,000 (予定)	200,000	200,000
7	雛がたり実行委員会	お雛さまコンクール【エッセイ&絵てがみ&短歌】	お雛さまに関するエッセイや絵てがみを募集し、作品展や表彰式を実施することで、鳥取市用瀬町のアピールを行うとともに、雛文化を守り伝えることを次世代に伝え、「ふるさとを思う」子ども育成につなげる。	500,000 (予定)	200,000	200,000

平成25年度【協働事業（行政提案型事業）部門】助成事業実績

（単位：円）

	団体名	事業名	事業概要	事業費	交付確定額
1	鳥取とうふちくわ総研	鳥取まちぶら「ご当地グルメ」食べ歩きツアー事業	<p>今、話題のご当地グルメをはじめ、鳥取市中心市街地は鳥取独自の食文化における発祥の場所が多く存在する。</p> <p>現在、鳥取市中心市街地の活性化が課題となる中、そうした鳥取市が全国に誇るべき食文化を市民とともに再発見しそれらを食べ歩くことで、中心市街地の魅力を創造発信し交流人口を増加させる。今回の事業によって鳥取市における「まちなか観光」の増進を図る。</p> <p>また、ツアーの場所を飲食店が集中する中心市街地に設定することで、マチ歩きとともに鳥取の食を楽しみながら知ることができ、知人や客人を連れて再度訪れる「マチナカリピーター」の造成も図る。</p>	443,765	400,000
2	アートスタジオ fuka-hire	とっとりのもちをあるいてめぐる事業	<p>中心市街地において空き家となっている建物や、まちなかのちょっとしたスペース、店先などを舞台に、緑化をテーマとしたアートイベントを開催し、新たなまちの魅力を創出する。</p>	631,979	400,000

平成26年度【協働事業（行政提案型事業）部門】助成事業実績

（単位：円）

	団体名	事業名	事業概要	事業費	交付確定額
1	鳥取民藝エリア活性化プロジェクト	鳥取民藝エリア活性化イベント事業	<p>「旧吉田医院」をはじめ、吉田璋也に関連のある3つの建築物を活用して、「吉田璋也の民藝運動」をキーワードにして中心市街地の文化的・歴史的な魅力を知ってもらうイベントを開催する。</p>	454,603	400,000
2	まちづくり・いきいき成器の会	第1回響け！殿ダム「野外音楽祭」及び山陰海岸ジオパーク「扇ノ山エリアのパネル展」事業	<p>殿ダム建設構想から完成までに関わった方々への感謝の思いを込めた音楽祭を開催する。また、「殿ダム交流館」に扇ノ山エリアのジオスポットを紹介するパネルや写真、化石等を常設展示するコーナーを新設する。</p>	490,009	400,000

## 2. 鳥取市市民活動表彰制度について

目 的	第2条 本表彰は、鳥取市市民活動の推進に関する条例(平成15年鳥取市条例第2号。以下「条例」という。)第6条第6号に基づき、市民活動の推進に顕著な功績のあった者を表彰し、広く市民に顕彰することにより、市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、もって市民活動をより一層推進することを目的とする。
定 義	第3条 この要綱において「市民活動」とは、条例第2条第1号に定める活動をいう。
表彰の対象	第4条 この表彰は市民活動の推進に顕著な功績のあった市民及び市民活動団体、事業者に対して行う。ただし、本市が設ける他の表彰制度に該当するものを除くものとする。
選 定	第5条 市長は、被表彰者を決定する際は、鳥取市自治基本条例(平成20年鳥取市条例第25号。)第29条に定める市民自治推進委員会の意見を聴くものとする。

「鳥取市市民活動表彰要綱」抜粋

### 平成25年度 鳥取市市民活動表彰被表彰者

被表彰者	活動内容
末次 淳	平成9年より安長団地町内周辺で、年間を通じて土手の草刈りとゴミ拾いを実施している。また通勤時歩道のゴミ拾いや袋川河川敷の草刈りも行っている。その他、因幡の傘踊りや神楽など有志を集って、地区行事に参加協力するなど地域貢献に努めている。
横山 和博	昭和51年より地元町内会での盆踊りの指導を始められ、浜坂地区でも昭和53年から現在まで納涼盆踊り大会において踊り振付を指導している。昭和57年には「浜坂音頭」を創作し普及するなど、郷土芸能の伝承を通して地域の活性化に貢献している。

### 平成26年度 鳥取市市民活動表彰被表彰者

被表彰者	活動内容
植村 俊夫	平成16年より城北地区を中心とした各所・旧跡を巡り、知識や見聞を深める活動を推進している。平成25年度は、地区公民館と共催で行う「城北ふるさと塾」において、文化史跡の理解を深めたり印刷技術の今昔を学ぶ機会を設けるなど精力的に活動している。
絵本とお話 ぼけっとの会	平成8年より稲葉山地区公民館を拠点として、月一回の絵本の読み聞かせを行っている。七夕会、月見会、お正月等の子どもたちに伝えていきたい行事においても実施している。また、東日本大震災後、ユニセフを通じて絵本を贈る活動に参加している。

紺友会	昭和54年に若い世代を中心として結成され、地域のイベント等に率先して取り組んでいる。過去15年間にわたり手作りウナギ弁当を配布し、保育園児との交流事業や地域資源を活かしたコミュニティ広場の整備を行うなど、地域に溶け込んだ取り組みを行っている。
洗足山遊歩隊	平成22年より洗足山の保護及び整備等を行っており、現在も日々活動している。主に登山道倒木の処理、登山道の補修・整備、案内看板・樹木名札の設置・補修及び登山道の巡視・案内を行い、毎年10月には市民や県外からの参加者もある登山会を実施している。
山口 朝子	平成6年に子育て家庭への支援と子どもの健全育成を目的に「子育てサポートすくすくクラブ」を設立し、子育て相談や離乳食指導等年齢・発達段階に応じた幅広い支援を継続して実施している。平成22年には一般社団法人を設立し、まちづくりへと活動の幅を広げている。
らくだ会	平成25年2月より鳥取県東部において、医療福祉関係者を主な対象に実技を中心とした体験型の勉強会を実施している。毎月2回の鳥取県福祉人材研修センターでの研修に加え、各施設への出張研修や家族介護者向けの講習等も行っている。

### 3. まちづくり協議会の活動状況について（平成27年1月末時点）

地区名	1.まちづくり協議会の設置状況等 （鳥取地域）			地域	地区名	2.まちづくり協議会の設置状況等 （新市域）		
	設立済	協議会設立 年月日	計画 作成			設立済	協議会設立 年月日	計画 作成
久松		H21.6.19		国府町	大茅		H21.4.18	
遷喬		H21.9.29			成器		H20.11.28	
城北		H21.1.23			谷		H21.3.14	
浜坂		H21.2.27			宮下		H20.12.18	
中ノ郷		H21.1.22			あおば		H21.1.25	
醇風		H21.3.27		福部	福部		H20.11.26	
修立		H22.3.6		河原町	河原		H21.11.16	
日進		H21.5.21			国英		H21.9.29	
富桑		H21.3.17			八上		H22.3.14	
明德		H21.8.24			散岐		H21.3.25	
美保		H21.3.25			西郷		H21.12.6	
美保南		H20.12.13		用瀬町	用瀬		H21.3.24	
稲葉山		H21.11.17			大村		H21.3.7	
岩倉		H20.12.12			社		H22.3.20	
倉田		H21.1.19		佐治	佐治		H21.2.8	
面影		H21.2.1		気高町	瑞穂		H20.12.20	
津ノ井		H21.2.20			宝木		H20.11.19	
若葉台		H20.4.27			逢坂		H21.2.5	
米里		H21.2.22			浜村		H21.5.14	
神戸		H21.3.24			酒津		H22.4.24	
大和		H20.11.29		鹿野町	鹿野		H21.3.1	
美穂		H21.6.27			勝谷		H21.2.7	
東郷		H21.3.15			小鷲河		H21.3.26	
大正		H21.5.9		青谷町	日置		H20.11.25	
豊実		H20.12.20			日置谷		H20.12.7	
明治		H21.1.24			勝部		H21.1.20	
松保		H21.5.14			中郷		H20.10.18	
湖南		H21.5.8			青谷		H20.12.25	
未恒		H20.8.30		計		28		27
湖山		H21.10.28		合計		61		60
湖山西		H20.11.9		支援宣言実施済 60地区 計画策定報告有 60地区				
賀露		H21.9.13						
千代水		H20.11.28						
計	33		33					

## 4 . 平成 2 5 年度市民活動フェスタ事業報告

### ( 1 ) 目的

ボランティア・市民活動団体の交流や団体間の協働事業の推進と市民活動の普及・啓発を図ると共に、市民活動による協働のまちづくりの重要性と意識の向上を図ることを目的に開催する。

### ( 2 ) 実施日時及び会場

平成 2 5 年 1 2 月 7 日 ( 土 ) 12:30 ~ 16:00 さざんか会館

### ( 3 ) 参加人数 約 8 0 0 人 ( 全体参加者 )

### ( 4 ) 内容【フォーラム部門】

1 2 : 3 0 オープニングアトラクション

鳥取 J A Z Z 実行委員会

1 2 : 5 0 開会

あいさつ フェスタ実行委員長 竹内 房男

鳥取市長 竹内 功

1 3 : 0 0 市民活動表彰

被表彰者 2 名

1 3 : 2 0 パネルディスカッション

「住みよいまちづくりに向けて」～防災について考える～

パネリスト 土師 高文氏 ( ほっと大正まちづくり協議会会長 )

諸家 紀子氏 ( 鳥取県ろうあ団体連合会事務局次長 )

富山 茂氏 ( 鳥取市防災調整監危機管理課長 )

中島 陽一氏 ( 鳥取市福祉保健部次長兼高齢社会課長 )

コーディネーター

松原 雄平氏 ( 鳥取大学工学部付属地域安全工学センター長 )

アドバイザー 竹内 功鳥取市長

1 5 : 0 0 特別アトラクション

マジックショー ( 鳥取大学奇術部 )

1 5 : 4 0 みんな集まれ！！ビンゴ大会

1 6 : 0 0 閉会

### 《その他》

#### パネル展示

市内で行われている協働事業の取り組み、平成 2 5 年度市民活動表彰被表彰者の活動紹介及び平成 2 4 年度市民まちづくり提案事業助成事業実施団体の実施事業について紹介

手話通訳を実施

## 4 . 平成 2 6 年度参画と協働のまちづくりフォーラム事業報告

### ( 1 ) 目的

市民一人ひとりが真に豊かに暮らせる地域社会をめざすため、市民参画と市民活動の推進に向けた機運を高めるとともに、参画と協働のまちづくりの重要性について考え、協働意識の向上を図る。

### ( 2 ) 実施日時及び会場

平成 2 6 年 1 1 月 9 日 ( 日 ) 1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 3 0

鹿野町老人福祉センターしかの和泉荘

### ( 3 ) 参加人数 9 0 人

### ( 4 ) 内容

1 0 : 0 0 開会

あいさつ フォーラム実行委員長 渡邊 勘治郎

1 0 : 1 0 市民活動表彰

被表彰者 ( 団体 ) 6 人 ( 団体 )

1 0 : 3 0 アトラクション

逢鷲太鼓...逢坂地区の若者で昭和 6 2 年冬に結成。逢坂地区の「逢」の字と、その南にそびえる鷲峰山の「鷲」の一字をとり、逢鷲太鼓と命名した。現在は逢坂地区以外から参加するメンバーもいる。

1 1 : 0 0 パネルディスカッション

「中山間地域における若者の活動からまちづくりを考える」

パネリスト 荒尾 純子氏 ( ことり舎 )

成瀬 望 氏 ( 八百屋 bar ものがたり )

大石 剛史氏 ( 0 1 4 ( おーいし ) いちご代表 )

松尾 慶輔氏 ( 前鳥取市若者会議メンバー )

コーディネーター 佐藤 匡 氏 ( 鳥取大学地域学部講師 )

オブザーバー 深澤 義彦 ( 鳥取市長 )

1 2 : 2 0 まとめ

池井 輝夫 ( 鳥取市市民自治推進委員会委員長 )

1 2 : 3 0 閉 会

### 《その他》

パネル展示

平成 2 6 年度市民活動表彰被表彰者の活動紹介及び平成 2 5 年度市民まちづくり提案事業市民活動促進部門の事業について紹介

地域の特産物販売

さくら工房、気高町観光センター、すずかけ、八百屋 bar ものがたり、(株)ふるさと鹿野、ふくし作業所、味菜会、  
手話通訳を実施  
託児所開設

## 5 . 市職員研修について

人材育成基本方針に掲げるめざす職員像「新たな価値を創造する職員」「行政経営感覚をもつ職員」「チャレンジする職員」「市民と協働する職員」「自己を磨く職員」に基づき、協働意識をもって新しい時代の市政運営を推進するため、次のとおり協働のまちづくり研修を実施します。

### 市民と協働する職員

市民との対話をとおして住民ニーズを的確にとらえるとともに、業務遂行にあたっては市民へ情報を積極的に提供しながら、パートナーシップによるまちづくりを推進することのできる職員を育成します。

引用：「鳥取市人材育成基本方針」

## 平成25年度「協働のまちづくり」職員研修

### 1 目的

本市では、「市民と行政との協働によるまちづくり」を推進するため、各種の取り組みを進めています。

また、「鳥取市協働のまちづくり基本方針」に基づき、本市の協働のまちづくりの取り組み、考え方について職員研修を実施し、協働意識の醸成を図るとともに、各種施策へ有効に活用させる力を身につけることを目的とします。

### 2 対象者

コミュニティ支援チームで活躍している主事級職員を対象に実施しました。  
(平成22年度は全職員、平成23年度は係長級職員、平成24年度は主任級職員を対象とした研修を実施しています。)

### 3 内容

協働のまちづくりのステップアップに向けて、本研修により地域の活性化、元気な地域づくりを学ぶとともに、NPO等との協働を意識しながら業務に取り組んでいただけることを目指します。

研修1 市民活動団体等との協働のすすめ「市民活動・ボランティア入門」

：2月12日 研修参加者 19名

ボランティア、市民活動団体等について学び、行政と市民活動団体等がそれぞれの役割を担いながら、協働して取り組むまちづくりについて研修します。

研修2 「とっとりふるさと元気塾 成果報告発表会」：2月16日 自由参加

鳥取市中山間地域人材養成事業「とっとりふるさと元気塾」公開講座へ参加し、地域活性化に向けた新たな気づき、発見をしていただき、今後の支援チームでの活動の参考としていただくことを目的とします。

## 平成26年度「協働のまちづくり」職員研修

### 1 目的

本市では、「市民と行政との協働によるまちづくり」を推進するため、平成20年度の「協働のまちづくり元年」から継続して各種の取り組みを積極的に進めています。

また、「鳥取市協働のまちづくり基本方針」に基づき、本市の協働のまちづくりの取り組み、考え方等について職員研修を実施し、協働意識の醸成を図るとともに、各種施策へ有効に活用させる力を身につけることを目的とします。

### 2 対象者

コミュニティ支援チームで活躍している係長級職員を対象に実施しました。

### 3 内容

協働のまちづくりのさらなる展開に向けて、本研修により地域の活性化、元気な地域づくりを学ぶとともに、NPO等との協働を意識しながら業務に取り組んでいただけることを目指します。

#### 研修1 参画と協働のまちづくりフォーラム

～中山間地域における若者の活動からまちづくりを考える～：11月9日  
本研修により地域活性化に向けた新たな気づき、発見をしていただき、今後の支援チーム、また住民の一人として地域活動を行う上での参考としていただくことを目的とします。 自由参加

#### 研修2 鳥取市中山間地域人材養成事業「とっとりふるさと元気塾」

全市域対象公開講座（成果報告発表会）：2月15日 自由参加  
今年度塾生が取り組んだ成果や実績の発表を聞き、地域での新しい活動や新たな特産を生み出そうとしている動きを学ぶことで、今後の支援チーム、また住民の一人として地域活動を行う上での参考としていただくことを目的とします。

#### 研修3 鳥取県の地域等の現状ととっとり県民活動活性化センターの役割

：2月19日（対象者28名）  
県内のまちづくり活動の状況を知り、また、本年1月に設立したとっとり県民活動活性化センターの役割について学ぶことで、行政と市民活動団体等がそれぞれの役割を担いながら、協働して取り組むまちづくりについて研修します。

## 6 . 鳥取市市民自治推進委員会について

鳥取市市民自治推進委員会委員名簿、開催実績

### ( 1 ) 委員長・副委員長

委員長 池井 輝夫

副委員長 渡邊 勘治郎

### ( 2 ) 委員名簿

区分	氏名	備考
学識経験のある者 ( 2 人 )	佐藤 匡	鳥取大学地域学部講師
	上田 雅稔	弁護士
民間団体に属する者 ( 4 人 )	渡邊 勘治郎	鳥取市自治連合会会長
	福島 猛夫	鳥取県日台親善協会所属
	佐々木ちよ子	鳥取市連合婦人会会長
	岡村 優隆	前鳥取市若者会議メンバー
公募による者 ( 4 人 )	四宮 佑一	
	池井 輝夫	
	坂本 悦子	
	高塚 由美子	

### ( 3 ) 開催実績

年度	回	開催日	主な協議内容
平成 25 年度 ( 7 回開催 )	第 1 回	平成 25 年 4 月 30 日	委嘱状の交付、委員長の選出、今年度の活動方針及び活動計画 フォーラムのあり方について 市民活動表彰制度について 市民まちづくり提案事業(市民活動促進部門)審査会委員の選出
	第 2 回	平成 25 年 6 月 26 日	市民まちづくり提案事業協働事業部門(行政提案型事業)交付申請団体の審査 市民活動表彰制度について フォーラムについて
	第 3 回	平成 25 年 8 月 20 日	自治基本条例の見直しについて 市民活動フェスタの実行委員の選出 先進的活動団体との勉強会について
	第 4 回	平成 25 年 10 月 9 日	市民活動表彰被表彰者の選考審査 自治基本条例改正(案)について 市民活動フェスタについて 先進的活動団体との勉強会について

	第5回	平成 26 年 1 月 31 日	先進地調査・視察研修 (朝来市、与布土地域自治協議会)
	第6回	平成 26 年 2 月 19 日	平成 25 年度市民自治推進委員会活動報告書の 策定について 来年度活動方針、計画等の検討 「参画と協働のまちづくりフォーラム(仮称)」 の実施体制について
	第7回	平成 26 年 3 月 19 日	「参画と協働のまちづくりフォーラム(仮称)」 について 「自治基本条例の解説」改訂版(案)について

年度	回	開催日	主な協議内容
平成 26 年度 (6 回開催)	第1回	平成 26 年 4 月 30 日	今年度の活動計画 「参画と協働のまちづくりフォーラム(仮称)」 について 市民まちづくり提案事業(市民活動促進部門)審 査会委員の選出について
	第2回	平成 26 年 6 月 25 日	市民まちづくり提案事業協働事業部門(行政提案 型事業)交付申請団体の審査 先進的活動団体との勉強会のあり方について
	第3回	平成 26 年 10 月 8 日	市民活動表彰被表彰者の選考審査 先進的活動団体との勉強会について
	第4回	平成 26 年 12 月 3 日	先進的活動団体との勉強会 (蕎麦栽培グループ「蕎麦人の会」、佐治地域お こし協力隊)
	第5回	平成 27 年 2 月 12 日	参画と協働のまちづくりフォーラムの検証 委員会意見書の策定についての検討
	第6回	平成 27 年 3 月 27 日	今年度の活動の総括 任期中の総括 委員会意見書の提出 来年度活動方針、計画等の検討

参考資料⑧

「参画と協働のまちづくりフォーラム」の実施状況について

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
日時	平成21年1月30日(土)13時30分～16時00分	平成21年11月7日(土)13時30分～16時00分	平成23年1月22日(土)13時30分～16時10分
会場	鳥取市解放センター 大ホール	国府町中央公民館 多目的ホール	鳥取市民会館 大ホール
参加者	人	250人	200人
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会 竹内鳥取市長</li> <li>・市民活動表彰 被表彰者(団体) 10人(団体)</li> <li>・活動事例発表 中嶋須美子 「民話が育んだ出会いとふれあい」 ○日和(えんぴより) 「しゃんしゃんで彩るふるさとづくり」</li> <li>・意見交換 テーマ:市民が主役のまちづくり 進行 大久保良隆(市民自治推進委員会委員長) パネラー 安倍幸伸((社)鳥取青年会議所会員) 小原み幸(鳥取市市民活動委員会委員) 福井正樹(若葉台地区まちづくり協議会 「まちづくりWAKABADAI」副会長) 林 由紀子(鳥取市副市長)</li> <li>・まとめ 家中 茂(フォーラム実行委員長)</li> <li>・閉会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会 林鳥取市副市長</li> <li>・市民活動表彰 被表彰者(団体) 4人(団体)</li> <li>・活動事例発表 村山千代子 「ハーモニーの音色に魅せられて」 愛・やすらぎ川柳実行委員会 実行委員 前田孝子 「愛・やすらぎ川柳」のあゆみ</li> <li>・アトラクション 国府東小学校「国府東太鼓」、「因幡の傘踊り」</li> <li>・講演 演題:二番丁地区コミュニティ協議会の取り組みについて 講師 高松市二番丁地区コミュニティ協議会 石田雄士会長、吉田治企画委員長</li> <li>・意見交換 テーマ:魅力と活力あるまちづくり 進行 大久保良隆(市民自治推進委員会委員長) パネラー 臼井宏昌(美保南地区まちづくり協議会事務局長) 山崎豪太郎(まちづくり・いきいき成器の会会長) 福山裕正(鳥取ふるさとUI[友愛]会会長) 助言者 石田雄士、吉田治</li> <li>・まとめ 大久保良隆(フォーラム実行委員長)</li> <li>・閉会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会 竹内鳥取市長</li> <li>・市民活動表彰 被表彰者(団体) 11人(団体)</li> <li>・活動事例発表 鳥取西地域キャラバンメイト連絡会 会長 山田節子 「高齢者の笑顔のために とともに手をつなぐ」</li> <li>・地域(みんな)の楽校(がっこう)づくりの会 前田伸二 「楽校づくりで散岐を元気に」</li> <li>・アトラクション 城北ファミリーバンド 「勇気100%」「ありがとう」「どんなきも」 中ノ郷ふるさとくらぶ 「さいとりさし」</li> <li>・講演 演題:「妖怪によるまちづくり・境港市観光協会の挑戦」 講師 境港市観光協会 会長 榎田知身氏</li> <li>・まとめ 大久保良隆(フォーラム実行委員長)</li> <li>・閉会</li> </ul>
事業費	336,005円	452,086円	424,000円
実行委員会	市民自治推進委員会委員と公募市民で構成(委員数15人)	市民自治推進委員会委員と公募市民で構成(委員数15人)	市民自治推進委員会委員と公募市民で構成(委員数11人)

参考資料⑧

「参画と協働のまちづくりフォーラム」の実施状況について

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
日時	平成23年11月5日(土)12時30分～16時10分	平成24年12月2日(日)13時00分～16時15分	平成25年12月7日(土)12時30分～16時00分
会場	河原町中央公民館 大講堂	さざんか会館 市民活動フェスタと合同開催	さざんか会館 市民活動フェスタと合同開催
参加者	170人	650人(全体)	800人(全体)
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会 坂本悦子実行委員長</li> <li>・市民活動表彰 被表彰者(団体) 5人(団体)</li> <li>・アトラクション ユウト(吉本興業 鳥取に住みます芸人)</li> <li>・パネルディスカッション テーマ:「中山間地域を元気に！若い世代のまちづくり実践」 パネリスト 谷村敬子(カッパ手話サークル会長) 鳥谷一弘(グリーンツーリズム用瀬会長) 金田 透(金田ありのみ農園) 水川侑也(えんがわ事業実行委員会前委員長) コーディネーター 竹川俊夫(鳥取大学地域学部准教授)</li> <li>・まとめ 大久保良隆(鳥取市市民自治推進委員会委員長)</li> <li>・抽選会 「鳥取南部マルシェ」出店団体及びユウトさんの協力</li> <li>・閉会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会 竹内房男実行委員長、竹内鳥取市長</li> <li>・オープニングイベント ○日和(えんびより) しゃんしゃん踊り</li> <li>・市民活動表彰 被表彰者(団体) 7人(団体)</li> <li>・活動事例発表 河原町民俗行事を語る会 会長 谷 幸彦(市民活動表彰団体) 「河原町の民俗行事」</li> <li>・(特)いんしゅう鹿野まちづくり協議会 会長 佐々木 千代子 「いんしゅう鹿野のまちづくり」</li> <li>・アトラクション 警察犬「カリンとフーガ」 じゃんけん大会</li> <li>・閉会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会 竹内房男実行委員長、竹内鳥取市長</li> <li>・オープニングアトラクション 鳥取JAZZ実行委員会 JAZZコンサート</li> <li>・市民活動表彰 被表彰者 2人</li> <li>・パネルディスカッション 「住みよいまちづくりに向けて」～防災について考える～ (パネリスト) 土師 高文氏(ほっと大正まちづくり協議会会長) 諸家 紀子氏(鳥取県ろうあ団体連合会事務局次長) 富山 茂氏(鳥取市防災調整監危機管理課長) 中島 陽一氏(鳥取市福祉保健部次長兼高齢社会課長) (コーディネーター) 松原 雄平氏(鳥取大学工学部附属地域安全工学センター長) (アドバイザー) 竹内功鳥取市長</li> <li>・アトラクション 鳥取大学奇術部マジックショー みんな集まれ！！ピンゴ大会</li> <li>・閉会</li> </ul>
事業費	418,457円	339,230円	301,533円
実行委員会	市民自治推進委員会委員と公募市民で構成(委員数13人)	市民活動団体の代表者と市民自治推進委員会1名(委員数7人)	市民活動団体の代表者と市民自治推進委員会1名(委員数7人)

年度	平成26年度
日時	平成26年11月9日(日)10時00分～12時30分
会場	鹿野町老人福祉センターしかの和泉荘
参加者	90人
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会 渡邊勘治郎実行委員長</li> <li>・市民活動表彰 被表彰者 2個人、4団体</li> <li>・アトラクション 逢峰太鼓</li> <li>・パネルディスカッション 「中山間地域における若者の活動からまちづくりを考える」 (パネリスト) 荒尾 純子氏(ことり舎) 成瀬 望氏(八百屋barものがたり) 大石 剛史氏(014(おーいし)いちご代表) 松尾 慶輔氏(前鳥取市若者会議メンバー)</li> <li>(コーディネーター) 佐藤 匡氏(鳥取大学地域学部講師)</li> <li>(オブザーバー) 深澤義彦鳥取市長</li> <li>・まとめ 池井輝夫(鳥取市市民自治推進委員会委員長)</li> <li>・閉会</li> </ul>
事業費	290,609円
実行委員会	市民自治推進委員会委員と西部地域住民(委員数13人)

平成26年度 参画と協働のまちづくりフォーラム

～中山間地域における若者の活動からまちづくりを考える～ 実施要項

1 目的

市民一人ひとりが真に豊かに暮らせる地域社会をめざすため、市民参画と市民活動の推進に向けた機運を高めるとともに、参画と協働のまちづくりの重要性について考え、協働意識の向上を図る。

2 日時

平成26年11月9日(日) 10:00～12:30

3 場所

鹿野町老人福祉センターしかの和泉荘(鹿野町今市651-1)

4 主催

参画と協働のまちづくりフォーラム実行委員会、鳥取市市民自治推進委員会、鳥取市

5 後援(順不同)

鳥取市自治連合会、鳥取市公民館連合会、鳥取市男女共同参画登録団体連絡会、(公社)鳥取青年会議所、朝日新聞鳥取総局、毎日新聞鳥取支局、産経新聞鳥取支局、日本経済新聞社鳥取支局、山陰中央新報社、中国新聞鳥取支局、(株)新日本海新聞社、共同通信社鳥取支局、時事通信社鳥取支局、読売新聞鳥取支局、NHK鳥取放送局、BSS山陰放送、日本海テレビ、山陰中央テレビ、テレビ朝日鳥取支局、いなばぴょんぴょんネット、(株)ふるさと鹿野

6 タイトル

参画と協働のまちづくりフォーラム～中山間地域における若者の活動からまちづくりを考える～

7 日程

10:00	開会		
	あいさつ	渡邊勘治郎フォーラム実行委員長	[10分]
10:10	市民活動表彰		[20分]
10:30	アトラクション	・逢鷲太鼓	[20分]
10:50		- 休憩 -	[10分]
11:00	パネルディスカッション		
	「中山間地域における若者の活動からまちづくりを考える」		[80分]
	パネリスト	・荒尾 純子氏(ことり舎) ・成瀬 望氏(八百屋 bar ものがたり) ・大石 剛史氏(014(おーいし)いちご代表) ・松尾 慶輔氏(前鳥取市若者会議メンバー)	
	コーディネーター	・佐藤 匡氏(鳥取大学地域学部講師)	
	オブザーバー	・深澤 義彦(鳥取市長)	
12:20	まとめ	池井 輝夫(鳥取市市民自治推進委員会委員長)	[10分]
12:30	閉会		

8 その他

市民活動表彰を受ける者(団体)の活動状況をパネル展示する。

地域の特産物を販売する。

(さくら工房、気高町観光センター、すずかけ、八百屋 bar、(株)ふるさと鹿野、ふくし作業所、味菜会)

会場に託児所を設ける。

手話通訳を置く。

来場者に「ホットピア鹿野」の半額入浴券をプレゼントする。

# 平成26年度 参画と協働の まちづくり フォーラム



～中山間地域における若者の活動からまちづくりを考える～

日時 平成26年  
**11月9日** 日 10:00～12:30

場所 **鹿野町老人福祉センター  
しかの和泉荘** (鹿野町今市651-1)

## 活動状況パネル展示

市民活動表彰者(団体)などの活動状況、市民活動促進  
助成事業実施団体などを展示します。

地元農産物や  
加工品などの販売

## 託児所を設置します

希望される方は事前に申込みが必要です。●月●日(●)  
までにご連絡ください。(TEL.0857-20-3171)



## 日程

開会 あいさつ	10:00
フォーラム実行委員長 渡邊勘治郎	
市民活動表彰	10:10
被表彰者(団体) 人(団体)	
アトラクション	10:30
逢鷲太鼓(予定)	
パネルディスカッション	11:00
「中山間地域における若者の活動からまちづくりを考える」	
パネリスト	・地域在住の若者 気高、鹿野、青谷地域 ・学生など 若者会議メンバー等
コーディネーター	・有識者 佐藤 匡(鳥取大学地域学部講師)
オブザーバー	・鳥取市 深澤 義彦(鳥取市長)
まとめ	12:20
鳥取市市民自治推進委員会委員長 池井 輝夫	
閉会	12:30

主催／参画と協働のまちづくりフォーラム実行委員会、鳥取市市民自治推進委員会、鳥取市

後援／鳥取市自治連合会、鳥取市公民館連合会、鳥取市男女共同参画登録団体連絡会、(公社)鳥取青年会議所、朝日新聞鳥取総局、毎日新聞鳥取支局、  
産経新聞鳥取支局、日本経済新聞社鳥取支局、山陰中央新報社、中国新聞鳥取支局、新日本海新聞社、共同通信社鳥取支局、時事通信社鳥取支局、  
NHK鳥取放送局、BSS山陰放送、日本海テレビ、山陰中央テレビ、テレビ朝日鳥取支局、いなびりぴょんぴょんネット

お問い合わせ先

鳥取市企画推進部協働推進課

鳥取市尚徳町116

TEL (0857) 20-3171

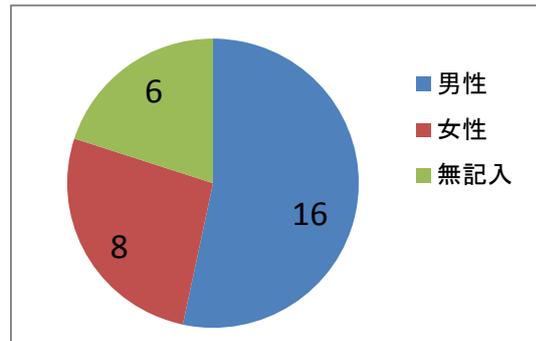
# 平成26年度「参画と協働のまちづくりフォーラム」アンケート集計結果

参考資料⑪

- (1)実施目的 鳥取市が現在進めている「協働のまちづくり」についての取り組み、市民活動表彰制度、フォーラムの開催等について今後の参考とする。
- (2)実施日 平成26年11月9日(日)
- (3)対象 「参画と協働のまちづくりフォーラム参加者」 90人
- (4)回収数(率) 30人(33.3%)

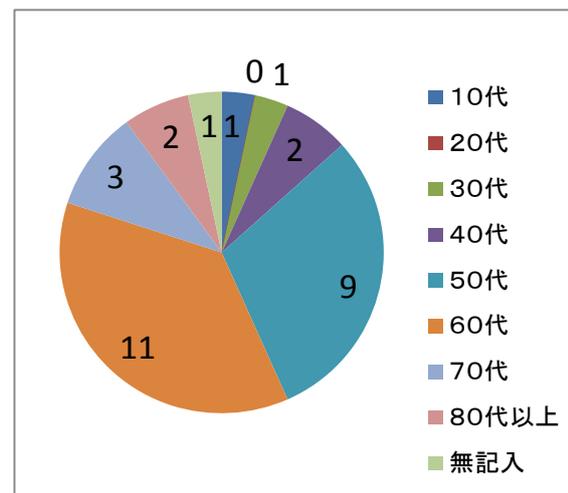
## 性別

項目	人数	割合(%)
男性	16	53.3
女性	8	26.7
無記入	6	20.0
計	30	100.0



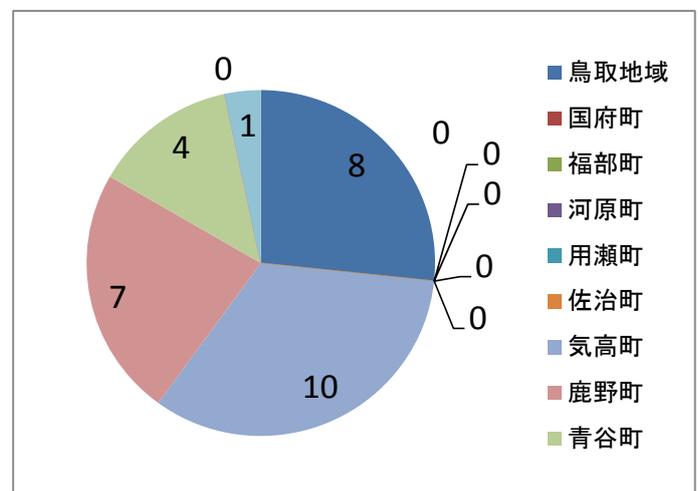
## 年代

項目	人数	割合(%)
10代	1	3.3
20代	0	0.0
30代	1	3.3
40代	2	6.7
50代	9	30.0
60代	11	36.7
70代	3	10.0
80代以上	2	6.7
無記入	1	3.3
計	30	100.0



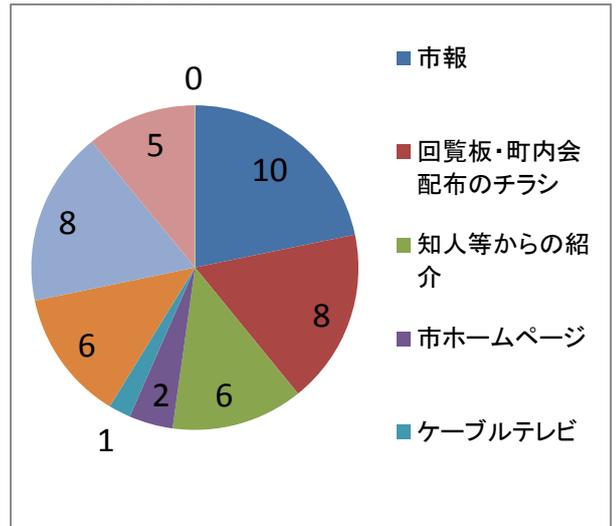
## 住所

項目	人数	割合(%)
鳥取地域	8	26.7
国府町	0	0.0
福部町	0	0.0
河原町	0	0.0
用瀬町	0	0.0
佐治町	0	0.0
気高町	10	33.3
鹿野町	7	23.3
青谷町	4	13.3
鳥取市外	0	0.0
無記入	1	3.3
計	30	100.0



1. このフォーラムの開催を、何でお知りになりましたか。《複数回答あり》

項目	人数	割合(%)
ア 市報	10	21.7
イ 回覧板・町内会配布のチラシ	8	17.4
ウ 知人等からの紹介	6	13.0
エ 市ホームページ	2	4.3
オ ケーブルテレビ	1	2.2
カ 防災無線	6	13.0
キ 公共施設等設置のチラシ・ポスター	8	17.4
ク その他	5	10.9
無記入	0	0.0
計	46	100.0

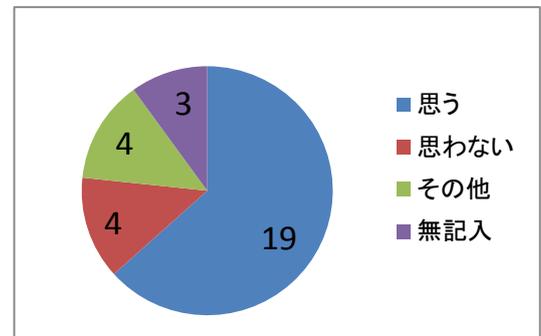


【その他の意見（順不同）】

・市役所からの紹介
・職場
・支所より

2. 鳥取市市民活動表彰制度は、市民活動を推進することを目的に実施していますが、この目的達成につながっていると思われますか。

項目	人数	割合(%)
ア 思う	19	63.3
イ 思わない	4	13.3
ウ その他	4	13.3
無記入	3	10.0
計	30	100.0

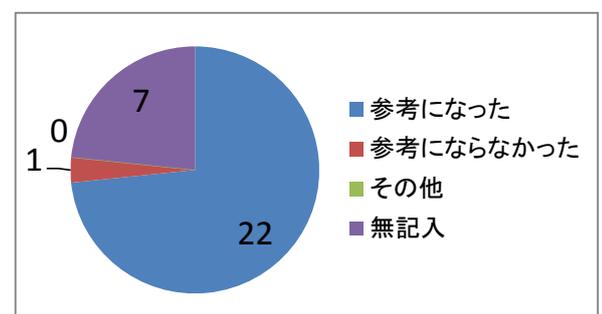


【その他の意見（順不同）】

・実績に対する評価にしては、活動歴にバラつきがあり、一層の活動推進の後押しを目的としたものなの か、よく分からない
・表彰のためのまちづくりはあまり賛成できない。

3. パネルディスカッションでは、中山間地域のまちづくりを考えるために、若い世代によるディスカッションを行いました。参考になりましたか。

項目	人数	割合(%)
ア 参考になった	22	73.3
イ 参考にならなかった	1	3.3
ウ その他	0	0.0
無記入	7	23.3
計	30	100.0



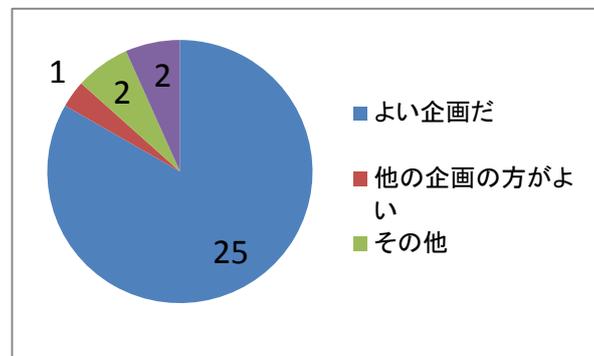
#### 4. 今後、フォーラムで取り上げてほしいテーマは、どんなことですか。

【主な意見（順不同）】

・若者定住
・地域で頑張っている若者 紹介
・県内の事だけでなく、地域性の似ている町の状況を聞くことをお願いしたい。
・次世代の中高生が自分の住む地域をどう思っているのか聞いてみたい
・健康、福祉
・人口減少対策 = 地方創生対策。猪、鹿被害防止対策等
・生きがいや自己実現をこの鳥取市でいかに得ていくか

#### 5. 地域の特産品などを多くの方に知っていただくために物販コーナーを設けましたが、いかがでしたか。

項目	人数	割合(%)
ア よい企画だ	25	83.3
イ 他の企画の方がよい	1	3.3
ウ その他	2	6.7
無記入	2	6.7
計	30	100.0

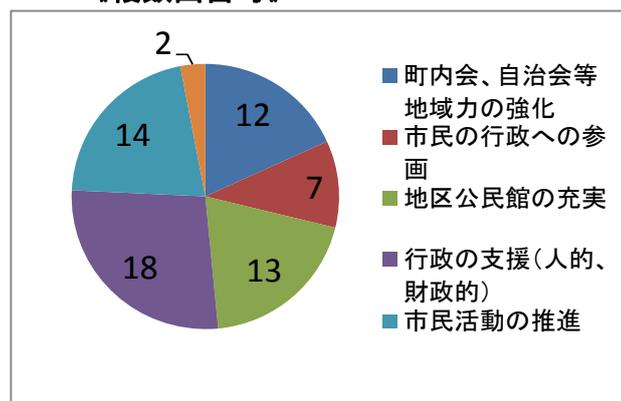


【その他の意見（順不同）】

・PR、販売とも中途半端
・フォーラムと物販は合わないのでは。活動の成果？

#### 6. 「協働のまちづくり」を進めていくうえで、何が必要だと思われますか。 《複数回答可》

項目	人数	割合(%)
ア 町内会、自治会等地域力の強化	12	18.2
イ 市民の行政への参画	7	10.6
ウ 地区公民館の充実	13	19.7
エ 行政の支援（人的、財政的）	18	27.3
オ 市民活動の推進	14	21.2
カ その他	2	3.0
計	66	100.0



【その他の意見（順不同）】

・市職員の意識の高揚
・市政に対する信頼が最も大切

## 7. ご意見・ご質問等（順不同）

<p>・車が無いと参加しにくい場所での開催だったので、参加しやすい場所（公共交通機関を利用してこれる）でもやってほしいなと感じました。</p>
<p>・毎週のようにイベントがあり、いろいろなところでこんなに必要なのかな？アトラクションは必要ないように思う。もっとフォーラムに時間を使ってほしい。</p>
<p>・UIターンの若者の頑張りに感心しました。とても鳥取の将来が明るい気がしました。</p>
<p>・若い方がこの町で活躍していけるよう、住んでいる私たちがいかに支えていけるかが課題です。</p>
<p>・若者が地域で頑張っていることを知り良かった。</p>
<p>・参加者数が少なく、時期や啓発活動について再考してはどうかと思います。</p>
<p>・西部地域でも毎年このフォーラムを開催し、地域の参画と協働のまちづくりの機運を醸成していく必要があると思います。</p>
<p>・参画と協働のまちづくり活動は、発掘すれば西部地域でもあるので、これらを発掘していく必要があると思います。表彰も西部地域で開催するのであれば、西部地域の表彰も検討したほうがより身近だと思いました。</p>
<p>・活動紹介（4人）の時間が長く、実質的なパネルディスカッションの時間があまりにも少なかった。運営に配慮を求めます。</p>
<p>・若者の活動をさらにPRしていきたい（新聞、TV、ネット等）。他地域からの移住者の生活支援を充実してはどうか。さらにボランティアを募る。行政もさらに手厚く支援をしてほしい。</p>
<p>・若者がフォーラムに参画できるシステムの構築、雰囲気、呼びかけ等もっと活動が必要である。</p>
<p>・他の地域でも開催</p>
<p>・地元の小・中学生の方もディスカッションを見学できるようされるとよい。将来のためにもよい。</p>
<p>・もっと若者が大勢くると思っていたが、少なすぎる。</p>

## 鳥取市市民活動表彰要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取市市民活動表彰（以下、「本表彰」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### （目的）

第2条 本表彰は、鳥取市市民活動の推進に関する条例（平成15年鳥取市条例第2号。以下「条例」という。）第6条第6号に基づき、市民活動の推進に顕著な功績のあった者を表彰し、広く市民に顕彰することにより、市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、もって市民活動をより一層推進することを目的とする。

### （定義）

第3条 この要綱において「市民活動」とは、条例第2条第1号に定める活動をいう。

### （表彰の対象）

第4条 この表彰は市民活動の推進に顕著な功績のあった市民及び市民活動団体、事業者に対して行う。ただし、本市が設ける他の表彰制度に該当するものを除くものとする。

### （選定）

第5条 市長は、被表彰者を決定する際は、鳥取市自治基本条例（平成20年鳥取市条例第25号。）第29条に定める市民自治推進委員会の意見を聴くものとする。

### （表彰）

第6条 本表彰は、表彰状に記念品を添えて行うものとする。

### （委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、企画推進部長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成20年5月23日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成26年9月12日から施行し、改正後の鳥取市市民活動表彰の規定は、平成26年4月1日から適用する。

## 市民活動表彰 選考方法について

市民活動表彰の制度は、市民活動の推進に顕著な功績のあった者を表彰し、広く市民に顕彰することにより、市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、市民活動をより一層推進することを目的としています。

### 1 表彰対象者

市内を中心として市民活動に取り組み、鳥取市の市民活動の推進に顕著な功績のあった市民、市民活動団体及び事業者。

### 2 推薦基準

市民活動表彰制度創設にあたり、地道な活動をされている方を取り上げて表彰したいという考えがあったため、推薦基準をかなり低く抑えています。

- (1) 市内を中心に市民活動に取り組んでいること(活動が広く市民を対象としているか)
- (2) 多くの市民の賛同が得られること(活動内容に公共性があるか)
- (3) 今後も継続的な活動が期待できること(自主的・自立的な活動であるか)

### 3 選考にあたって

この表彰制度は一過性のものではなく、今後も継続していく制度であり、年度により表彰該当者のばらつきが発生することを抑えるため、2.推薦基準とともに、下記の選考基準を設けて委員会としての適否の判定において運用していくこととします。

#### 選考方法

それぞれの活動団体(個人)ごとに、以下の項目のいずれかに当てはまる活動であるかどうかを委員会で審査し、市長への推薦の適否を判断することとします。

#### 選考にあたっての着眼点

- 先駆性・独自性.....他の模範となる先駆的な取組である。または、ユニークな点や創意工夫、地域の歴史・地理等を生かした取り組みである。
- 発展性.....規模の拡大や内容の多様化、他への波及が期待できる。
- 協働性・連携性.....行政と協働して行っている。または、市民と連携・協力して行っている。
- 効果性.....市民の満足度が高い活動である。または、地域の活性化に寄与する活動である。
- 継続性.....活動の年数が長期にわたっているか。

審査の結果、市民自治推進委員会の委員の意見が分かれた場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとします。

スポーツ競技や芸術文化作品コンクール等による表彰、前述のような全国大会等で優秀な成績を納めた者・団体への表彰は除く

No	表彰の名称・開始時期	表彰の目的	所管課	表彰の対象者・選考方法など
鳥取市による表彰				
1	市民功労賞 ・一般表彰 ・自治功労表彰 ・特別功労表彰 【開始時期】昭和37年～	市政の振興、文化の向上、公共の福祉の増進等に功労のあった者に対して表彰する。	総務課	<b>【対象者】</b> (一般表彰) 産業、土木、厚生、衛生、公安等本市の公共の福祉の増進に寄与し、その業績が顕著である個人又は団体。 (例) 学校・保険所嘱託医、消防団員、民生・児童委員、保護司、人権擁護委員、交通安全指導員、町内会長、公民館長、鳥取市老人クラブ連合会長、社会福祉活動者、社会奉仕活動者等で一定の年数以上在職、活動した者。 教育、芸術、科学、体育等本市の文化の向上に寄与し、その業績が顕著である個人又は団体 (例) 子ども会役員、鳥取市文化賞選考委員で一定年数以上在職した者。 市民で徳行が著しく他の模範となる者 <b>【選考方法】</b> (一般表彰) 選考委員会で被表彰者を決定する
2	納税協力団体の表彰 【開始時期】平成12年～	市税の納期内納付の促進、納税知識の普及、納税思想の向上等	収税課	<b>【対象者】</b> 納税成績が優秀で、一定の年数以上活動している団体。 平成16年から表彰していない。
3	安全で安心なまちづくり表彰 【開始時期】平成18年～ 過去に表彰していない	犯罪等のおこりにくい安全で安心なまちづくりの推進	危機管理課	<b>【対象者】</b> 安全で安心なまちづくりの推進に功労のあった個人 安全で安心なまちづくりの推進に功労のあった団体 安全で安心なまちづくりの推進に貢献した個人又は団体 (条件)・年間を通して活動を継続して行っていること(、に共通) ・過去3年間に刑事処分、行政処分を受けたことがないこと(のみ) ・人格円満で他の模範と認められること(のみ) ・関連する活動に浄財を寄付する等の支援を行なったもの(のみ) <b>【選考方法】</b> 「鳥取市安全で安心なまちづくり推進協議会」が市長に推薦し、市長が決定する。

No	表彰の名称・開始時期	表彰の目的	所管課	表彰の対象者・選考方法など
4	地域審議会委員感謝状 【開始時期】平成17年～	地域審議会委員として、市の一体化と発展に尽力されたことに感謝の意を表する	地域振興室	【対象者】 地域審議会委員辞職者
5	文化賞 【開始時期】昭和51年～	芸術・文化の振興に顕著な業績をあげた個人・団体を顕彰すること	文化芸術推進課	【対象者】 文化賞：美術・音楽・芸能・文芸・学術等の発展に貢献し、特に最近の活動が顕著であった個人又は団体。その他とくに著しい業績があったと認められる個人又は団体。 文化賞特別功績賞：主な活動拠点が鳥取県外にあって、その活動が全国的に高く評価され、市の美術・音楽・芸能・文芸・学術等の発展に大きな功績があると認められる個人又は団体。 【選考方法】 選考委員会が推薦し、協議のうえ選定する
6	社会福祉大会感謝状 【開始時期】昭和47年～	社会福祉の進展に協力援助したものに対し、感謝の意を表する。	高齢社会課	【対象者】 社会福祉事業や施設に50万円以上の現金や物品を寄付した者 社会福祉施設の役員等で勤続10年以上の者 社会奉仕として5年以上活動した団体及び個人 民生委員、児童委員、保護司で勤続10年以上の者 地域福祉活動を12年以上継続している個人

7	次世代育成優秀企業表彰 【開始時期】平成17年～	企業における次世代育成に関わる環境整備の促進	児童家庭課	<p>【対象者】</p> <p><b>優秀賞</b>：子育てを支援する様々な制度を持ち、子育てしやすい働き方ができる労働環境の整備を積極的に推進し、他の模範と認められる企業</p> <p><b>優良賞</b>：子育てを支援する様々な制度を持ち、子育てしやすい働き方ができる労働環境の整備を積極的に推進している企業</p> <p><b>奨励賞</b>：子育てを支援する様々な制度を持ち、子育てしやすい働き方ができる労働環境の整備を推進している企業</p> <p>【選考方法】</p> <p>応募した企業を選考委員会が選考し、市長が決定する。</p>
No	表彰の名称・開始時期	表彰の目的	所管課	表彰の対象者・選考方法など
8	健康づくり地区推進員感謝状 【開始時期】平成5年～	地域で健康づくり活動が顕著であった者に感謝状を贈呈する	中央保健センター	<p>【対象者】</p> <p>健康づくり地区推進員として10年及び20年間、市民の健康づくりに寄与した者</p>
9	活力あるものづくり企業感謝状 【開始時期】平成18年～	地域経済の発展に顕著な功績のあった企業に対し感謝状を贈呈する	産業振興課	<p>【対象者】</p> <p>地域経済の発展に寄与し、かつ、雇用効果が高い事業を行なう企業          新技術や新製品の開発、導入、普及等により、産業の高度化に寄与する企業          熱心な社会後見活動を継続し、他の企業の模範となる企業          そのほか、市長がとくに感謝状の贈呈が必要と認める企業</p> <p>【選考方法】</p> <p>該当する企業があり、市長が決定するとき、関係団体等から意見を聞くことができる</p>
10	農業賞 【開始時期】昭和62年～	農業の発展並びに、その技術及び経営の改善意欲の高揚	農業振興課	<p>【対象者】</p> <p><b>優良農業者</b>：農業を営み、その経営がとくに優良な者</p> <p><b>優良営農組織</b>：地域または集団による営農を推進するため、集団活動に積極的に取り組み、その成果が優秀な営農団体</p>

				<p><b>優良むらづくり組織</b>：地域または集団により地域の活性化に積極的に取り組み、その成果が優秀な団体</p> <p><b>功労者</b>：市の農業の発展に大きな功績があった者</p> <p>【選考方法】 選考委員会が選考し、市長が決定する その他、農業に関し、全国的な評価を受けた者に対する「特別賞」がある。</p>
11	<p>優良建設工事表彰 【開始時期】平成16年～</p>	<p>建設業者の施行意欲及び施行能力の向上を図る</p>	<p>検査契約課</p>	<p>【対象者】 前年度に完成した市発注の優良な建設工事</p> <p>【選考方法】 市役所の各部署が推薦する建設工事を、選考委員会が審査し認定する。</p>
No	表彰の名称・開始時期	表彰の目的	所管課	表彰の対象者・選考方法など
12	<p>鳥取市長感謝状 【開始時期】平成10年～</p>	<p>地区同和推進協議会会長を長年勤めた者に感謝に意を表する</p>	<p>人権推進課</p>	<p>【対象者】 地区同和推進協議会会長を通算5年以上勤め、退任した者</p>
鳥取市が事務局を所管する団体による表彰				
13	<p>鳥取市交通安全 対策協議会表彰 【開始時期】平成5年～</p>	<p>交通安全意識の高揚</p>	<p>協働推進課</p>	<p>【対象者】 交通安全に特に功労のあった個人 交通安全に特に業績のあった団体</p> <p>【選考方法】 当協議会の各支部から推薦された団体を表彰する</p>
14	<p>鳥取市市民運動 推進協議会感謝状 【開始時期】昭和59年～</p>	<p>美化優良団体に対し感謝状を贈る</p>	<p>協働推進課</p>	<p>【対象者】 地域環境美化について積極的な実践活動を5年以上継続して行い、地域美化に著しく貢献があったと認められる団体</p> <p>【選考方法】 地区自治組織の長が推薦した団体を表彰する</p>

15	鳥取市体育協会 鹿野町支部表彰 【開始時期】昭和52年～	スポーツの発展のために功績があった者に対して表彰する	鹿野町教育委員会分室	<p>【対象者】</p> <p><b>体育功労賞</b>：長年にわたり、地域体育・スポーツの発展のために尽くし、功績顕著な者。</p> <p><b>生涯スポーツ賞</b>：長年にわたってスポーツを愛し、現在も活躍され、当該スポーツの発展振興の模範となる者</p> <p>【選考方法】</p> <p>選考委員会が選考し決定する</p> <p>その他、大会で優秀な成績を収めたものに対する「スポーツ賞」がある。</p>
16	鳥取市体育協会 気高町支部表彰 【開始時期】平成9年～	体育協会発展のため顕著な功績を収めた者	気高町教育委員会分室	<p>【対象者】</p> <p><b>体育功労賞・荣誉賞</b>：体育協会の役員として一定年数以上尽力した者</p> <p>【選考方法】</p> <p>加盟団体や学校長が推薦し、選考委員会が審査し決定する。</p> <p>その他、大会で優秀な成績を収めたものに対する「スポーツ賞」がある。</p>
No	表彰の名称・開始時期	表彰の目的	所管課	表彰の対象者・選考方法など
17	福部町むらづくり運動推進協議会 部落公民館役員表彰 【開始時期】平成3年～	むらづくり運動の重要課題を推進する部落公民館活動において、功績のあった個人を表彰し、地域活性化の進展に資する。	福部町分室	<p>【対象者】</p> <p>館長及び主事を務め、むらづくり運動発展のため功績のあった個人</p> <p>【選考方法】</p> <p>部落代表者が推薦した者を選考委員会が選定し、表彰する。</p>